

平成25年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成25年9月9日 開会

平成25年9月12日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成25年第3回新十津川町議会定例会

平成25年9月9日(月曜日)

午前10時開会

◎議事日程(第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査(審査)報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 財政援助団体監査結果報告
 - 5) 一部事務組合議会報告
 - 6) 常任委員会政務調査報告
- 第4 町長行政報告
- 第5 教育長教育行政報告
- 第6 一般質問
- 第7 報告第6号 専決処分の報告について
- 第8 議案第44号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について(内容説明まで)
- 第9 議案第45号 新十津川町企業振興促進条例の一部改正について(内容説明まで)
- 第10 議案第46号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算(第3号)(内容説明まで)
- 第11 議案第47号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について(内容説明まで)
- 第12 議案第48号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(内容説明まで)
- 第13 認定第1号 平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第14 認定第2号 平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(概要説明まで)
- 第15 認定第3号 平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について(概要説明まで)
- 第16 認定第4号 平成24年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて(概要説明まで)
- 第17 認定第5号 平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について(概要説明まで)
- 第18 報告第7号 平成24年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第19 報告第8号 平成24年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（11名）

1番	安中経人君	2番	西内陽美君
3番	青田良一君	4番	山田秀明君
5番	笹木正文君	6番	平澤豊勝君
7番	長名實君	8番	後木幸里君
9番	樋坂里子君	10番	西永勝治君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田満君	
副町	長	佐川純君	
教	育	長	熊田義信君
総務課	長	藤澤敦司君	
住民課	長	小林透君	
会計課	長	遠藤久美子君	
保健福祉課	長	長谷川雄士君	
産業振興課	長兼		
農業委員会事務局	長	高松浩君	
建設課	長	三谷和弘君	
教育委員会	次長	加藤健次君	
代表監査委員		山本忍君	

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 高宮正人君

◎町民憲章の朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ちまして、町民憲章を朗誦いたします。
皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦願います。
町民憲章。

〔町民憲章 朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいまから平成25年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。
7番、長名實君。8番、後木幸里君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月12日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会報告を申し上げます。

去る8月27日開催の平成25年石狩川流域下水道組合議会第2回臨時会の報告をいたします。審議の内容は、議案4件でございました。

議案第1号は、平成25年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算、第1号でありまして、北海道が施行する汚泥等受け入れ施設の建設が平成25年度から平成26年度までの2年間となることから、平成26年度の事業費に係る組合の負担金について債務負担行為補正により限度額を2億9,850万円とするものでありまして、原案どおり可決いたしました。なお、平成25年度の組合の負担金は1億5,750万円、2年間の総額は4億5,598万7,700円を予定しております。

議案第2号は、滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正するものでありまして、地方自治法に基づき議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る基準等の準用規定を同条例第2号に追加するもので、工事又は製造の請負契約につきましては、予定価格1億5千万円以上、財産の取得又は処分では、予定価格3千万円以上としておりまして、原案どおり可決いたしました。

議案第3号は、し尿等共同処理のため、新たに建設する石狩川流域下水道奈井江浄化センターの汚泥等受け入れ施設は、北海道が建設する施設と一体の施設であることから、組合施行部分の建設工事を北海道に委託し、より効率的に施行するため、工事請負契約に係る協定を北海道と締結するもので、契約の方法は随意契約、契約の金額は4億5,598万7,700円、契約の相手方は北海道空知総合振興局長、山根康徳でありまして、原案どおり可決いたしました。なお、建設する汚泥等受け入れ施設の構造規模は、鉄筋コンクリート造り、地下2階、地上1階、延べ面積872.02平方メートルで、工事の完成期限は平成27年2月27日であります。

最後に議会提案として、砂川市、東英男議員から石狩川流域下水道組合長の専決処分事項の指定について議案提出があり、組合長において専決処分することができる事項は、1、1件の金額が50万円以下の財産権上の請求に係る訴えの提起、和解、調停及び仲裁に関すること。2、法律上組合の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下の額を定めること。3、議会の議決を得た工事の請負契約については、契約金額をその10分の1の範囲内で変更すること。以上の3事項を指定したいとするものでありまして、原案のと

おり承認されました。

以上で、平成25年石狩川流域下水道組合議会第2回臨時会の報告といたします。なお、議案等につきましては事務局に届けてありますので、ご参照願います。以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を安中経人君より願います。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） おはようございます。それでは議長から指示がございましたので、滝川地区広域消防事務組合議会の関係について報告いたします。

滝川地区広域消防事務組合議会第2回臨時会が、次のとおり開催されましたので報告をいたします。日時は、平成25年8月24日、午後4時から滝川地区広域消防事務組合議会議場において開催されたところでございます。議案は議決案件3件で、議案第1号、平成25年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算、第1号であります。次に、議案第2号は、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例。議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。いずれも原案どおり可決したものであります。

内容は、議案第1号について、歳入歳出それぞれ2,239万1千円を減額し、補正後の予算現額をそれぞれ10億2,350万5千円としたものであります。補正の要因は、議案第2号による職員給与臨時特例の条例制定によるもの。それから、起債の発行充当率のより良いもの及び交付税参入率の良いものに変更することによるものであります。給与の一般会計3市町の負担減は、総額2,363万6千円であります。このうち新十津川町負担減分は400万2千円であります。

次に議案第2号について、職員の給与の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの本則給与に支給減率を乗じた給与とする条例の制定であります。

議案第3号については、北海道市町村総合事務組合に北空知圏学校給食組合の加入に伴う法手続き協議に必要な議会の議決を行うものであります。以上3件でございます。

以上、会議の報告といたします。なお、資料につきましては、消防組合議会ファイルとして事務局書庫に保管してありますので、詳細についてはお目通しをいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を、樋坂里子君よりお願いいたします。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） おはようございます。議長のお許しがありましたので、一部事務組合の報告をさせていただきます。空知中部広域連合議会の報告であります。

平成25年8月22日の10時から、奈井江町の広域介護予防支援センターにおきまして、平成25年の第2回定例会が開かれました。議案9件と認定4件がすべて可決されております。

認定4件は、平成24年度の一般会計歳入歳出決算と、それから介護保険事業会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、障害支援事業会計歳入歳出決算の認定であります。すべて認定されております。

議案のうち2件は、連合の監査委員の選任で、山本忍代監と石川議員の二人が選任されました。

議案の4件は、平成25年度の補正予算、第1号でありまして、平成24年度の繰越金を歳入に振り込み、各会計予算を補正するものであります。新十津川町には不足分4万2千円を差し引いた245万9千円が返金されることになっております。

その他は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更する規約の専決処分の承認を求めることについてが2件と、国保条例の一部改正する条例が1件ありました。

なお、金額等の詳細を知りたい方は、資料を議会事務局に提出してありますので、お目通し願いたいと思います。以上で報告終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

引き続き、西空知広域水道企業団議会報告を、山田秀明君よりお願いいたします。

〔4番 山田秀明君登壇〕

○4番（山田秀明君） おはようございます。議長の指示がありましたので、去る8月26日に開催されました、第2回西空知広域水道企業団議会定例会の報告を申し上げます。

出席者は全議員6名、監査委員2名、企業長、副企業長2名、事務局及び各町の担当課長でございます。

まず最初に、植田企業長より行政報告があり、その後、報告2件と議案3件が上程されました。

報告第1号では、平成24年度西空知広域水道事業会計継続費繰越計算書の報告で、57万7,820円の繰越についての報告を受け、報告済みとしております。

報告第2号では、平成24年度西空知広域水道事業会計資金不足の審査についてで、資金不足額はないとの報告を受け、報告済みとしております。

次に、議案第4号及び議案第5号では、専決処分の承認を求めることについてで、北海道町村議会議員公務災害等補償組合及び北海道市町村総合事務組合の規約の一部改正で、原案のとおり承認しております。

最後に議案第6号では、平成24年度西空知広域水道事業会計決算認定についてでございますが、決算の概要を申し上げます。給水件数4,487件、給水人口1万1,684人、年間総配水量100万5,655立方メートル、年間有収水量88万8,715立方メートルと、件数及び人口とも減少しているとのことでございます。

収益的収支の決算額は、収入3億6,023万9千円、支出3億4,103万4千円となり、その結果1,459万2千円の純利益が生じ、平成17年度、1億5,200万円ありました累積欠損金はすべて解消されたとのことでございます。

資本的収支の決算額は、収入1億6,033万5千円、支出3億5,244万4千円となり、収入額が支出額に不足する額1億9,210万9千円は、内部留保資金をもって補填し、収支均衡させて決算としています。

また、計画した事業は、すべて完了しているとのことで、平成24年度西空知広域水道事業会計決算を認定しております。

以上で報告を終わりますが、詳細については議案書とともに事務局に置いてありますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、各常任委員会の政務調査報告をお願いいたします。

まず、総務民生常任委員会政務調査報告を笹木委員長よりお願いいたします。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） 誠に申し訳ございません。政務調査につきまして、資料が見当たりませんので、後日、皆様には書面によって報告いたしたいと思いません。どうも申し訳ございません。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、総務民生常任委員会の政務調査報告につきまして、後ほどということで、続きまして、経済文教常任委員会政務調査報告を山田委員長よりお願いいたします。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示がありましたので、去る7月29日に実施いたしました、経済文教常任委員会政務調査について報告を申し上げます。

研修先は、河東郡音更町でございます。十勝川が育んだ広大で肥沃な大地に育まれた、道内屈指の穀倉地帯である音更町の畑作地帯では、小麦、てん菜、馬鈴薯、豆類の畑作4品が主体であります。現在では、ニンジンやアスパラ、ホウレン草などの露地野菜作を導入し、収益の向上を図っております。

今回、この音更町において、平成19年度から25年度にかけて実施されている畑地かんがい推進モデルほ場設置事業について、高倉地区を視察いたしました。

この事業は、基幹かんがい施設の整備の進捗に合わせて末端施設整備の円滑な推進と、多様化、高度化した水利用技術等の確立による事業効果の早期発見に資することを目的として実施されております。

実施要件は、国営かんがい排水事業の受益地内の地域で、新規畑作物の導入による経営転換等の経営体質の強化を、緊急に図ることが必要な地域であることが要件となっております。

かん水設備には、リールマシン、スプリンクラー、多孔管などがありますが、当日は、多孔管のドリップ方式を採用しているグリーンアスパラのほ場を見ながら、十勝総合振興局北部耕地出張所の方より、24年度調査報告結果と25年度の間接報告を交えながら事業の説明を受けました。

畑地かんがいの必要性については、地域に適応した畑地かんがい技術を導入することで、干ばつ時対策はもとより露地栽培の野菜作における播種、定植時の発芽、活着促進を図ることが可能となり、天候に左右されない計画的作業の実現と収量や品質の安定化につながるため、農業経営の合理化や集約化、土地利用の高度化を図る上で有効な手段になるとのことでございます。

かん水に関する技術の一つに、かん水を開始するタイミングがあり、作物ごとに土壌水分計で測定するPF値、これは土壌の乾燥状態を示す値でございます、が異なり、例えば、秋まき小麦においては、分けつ期から開花期、開花期から粒熟期と、ニンジンにおいては、発芽期から根肥大、充実期まで3期に分けてなど細かく設定しており、1回当たりのかん水量の上限値も目安を定めて実施しているとのことで、結果、24年度にお

いては、自主かん水地区と未かん水地区を比較すると、ニンジンにおいては2L、Lサイズの割合が高いものが多かったり、アスパラにおいて収穫量が18パーセント多かったなど、増収効果が確認できたとのことです。時期的に雨が多く乾燥傾向はみられず、検証に至っていない作物もあるとの説明もありました。

我がまちも転作が増え、高収益、高収入の作物を作付していかなければならない現状を踏まえると、市場のニーズに応じた計画的出荷、市場での競争力強化、農作業の省力化による安定した農業経営に大きく寄与する畑地かんがい事業について、本格的な検討をする時期がきたのではないかと考えさせられる研修でございました。以上で報告いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会政務調査報告を終わります。

総務民生常任委員会政務調査報告につきましては、会期中に報告していただくことにいたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎町長行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、町長行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。平成25年第3回定例会の行政報告を申し上げます。第2回定例会以降における行政報告でございまして、お手元に書面を配布させていただいております。かいつまんで、それぞれ報告をさせていただきます。

まず、総務課の関係から申し上げますと、開町記念式並びに追悼式でございまして。議員の皆様方にもご出席をたまわりまして、6月の20日、開町123年の記念式典並びに戦没者、開拓物故功労者、消防殉職者の追悼式が厳粛のうちに執り行われました。なお、当日につきましては、母村更谷村長をはじめ、松實議長、そして、母県であります奈良県からは松谷副知事、川口県議会議員様のご出席をいただいたところでもございます。なお、式典におきまして、永年にわたり教育の振興及び交通安全の推進にご貢献されました寺田隆政様に特別功労表彰、地方自治の振興にご貢献されました松葉孝文様に功労表彰を、交通安全の推進にご貢献されました岡下勇様に対し善行表彰をそれぞれ授与させていただいたところでもございます。また、併せまして、米寿の慶節を迎え、60年以上本町にお住まいになっていただいて、いろいろな面でご尽力を賜っておりました、今現在お住まいの24人の方々に対しまして、感謝状を贈呈させていただいたところでもございます。併せまして、高額寄附者の方々5名の方を紹介させていただいたところでもございます。

次に、母村の水害慰霊祭でございまして。これも例年8月20日に実施してございまして、本年もご案内を受けまして、議長さんと共々に参列をさせていただいたところでもございます。水害慰霊祭に先立ちまして、今年度は、明治22年の8月の災害でもって亡くなられた以降の災害によって亡くなられた方、そしてなかつ、一昨年の大水害によって亡くなられた方13名の方々でございまして、こうした災害において亡くなられた方々に対し、新たに墓誌が建立されまして、この除幕式が行われたところでもございます。

これが今回水害慰霊祭において、例年執行されていることと内容が異なったことでございます。いずれにいたしましても、一昨年の大水害でもって、まだ、6名の方が発見されていないという状況下でございます。9月の1日というふうにとっておられました。一斉捜査をするということをおられましたですけれども、その結果は聞いておりませんですけれども、そのような状況下でございます。いずれにいたしましても、安らかなご冥福をお祈りを申し上げたいというふうに思っております。

次に、叙勲の関係でございますけれども、これも永年にわたりまして郵政事業にご貢献されました、みどり区在住の佐瀬信男様が、7月1日付けで高齢者叙勲瑞宝双光章を受章されまして、8月の28日に受章の報告にお出でをいただきました。本当に永い間、郵政事業にご貢献をされたということで、本当にご苦労様でしたということでございます。

続きまして、表彰関係でございますけれども、永年、徳富ダム建設工事にご尽力されました西松・岩田地崎特定建設工事共同企業体から、今年度、吉野に設置予定の緊急用ヘリポート整備のため、多額のご寄附をいただいたところでございます。8月21日、新十津川町表彰条例に基づきまして感謝状を贈呈いたしました。緊急用ヘリポートにつきましては入札も執行されておりまして、請負金額が543万9千円ということで、工期が8月の7日から10月の21日までということでございまして、現在のところ進捗率については70パーセント程度ということでございます。今年も、すでに国道451号におけるバイクによる事故、さらには通常の緊急用の救急搬送ということで1件ということで、そういったような事態も発生をしているということから、工期が10月の21日ということになってございますけれども、こういったヘリポートの整備をすることによって、より住民の皆さんの安全安心といったものも提供できるのかなというふうに実は思っているところでもございます。

次に、災害対策関係で3ページでございます。8月の26日に全職員を対象とした災害発生時における職員の初動対応研修を実施いたしまして、職員81名が初動マニュアルに沿った対応についての研修を行ったところでもございます。また、翌27日には、北海道教育大学札幌校の佐々木貴子教授を招きまして、住民と行政がともに減災のまちづくりについて考える「大災害を想定した図上訓練」のワークショップを職員73名、警察3名、そして住民の方22名の方が参加をしていただいたということでございます。22名ということは、各行政区からそれぞれ2名が出席をしていただいたということでございまして、住民の皆さん方からの感想としては、非常に高い評価をいただいたということでございます。

次に、消防の関係でございますけれども、6月の1日から8月31日までの間における町内の緊急出動件数は、火災で1件と救急出動が61件ということでございました。そしてなおかつ、火災関係における防火モデル地区事業として、7月の7日、橋本区において住民の方100人が参加をしていただきまして、防火のつどいを実施したところでもございます。また、9月1日には、第42回の滝川地区広域消防事務組合の消防演習が行われたところでございます。議員の皆さん方にもご出席をたまわりましたことについて、厚くお礼を申し上げたいと思います。こういった中で、橋本区の住民の皆さん方による消火器訓練も行われたところでもございます。

続きまして、住民課の関係について申し上げます。

まず、最初に人口の動態でございますけれども、8月31日現在の人口は7,008人ということで、前年同期に比べまして70人が減少しているという状況でございます。世帯数については2,962戸で、前年比2戸の減少ということで、また、65歳以上の高齢者をみますと2,410人ということで、高齢化比率については34.4パーセントという状況下でございます。また、出生につきましては、本年6月1日から8月31日までの間には7人の方がお生まれになりまして、1月からの出生数は24人という状況でございます。

次に、交通安全及び防犯の関係でございますけれども、6月1日から8月31日までの発生件数は5件で、負傷者数は6人、死者数についてはございません。昨年4月23日に発生した死亡交通事故から8月31日まで、交通事故死ゼロが495日ということになってございます。前回を上回るような、これからも交通安全運動の推進に努めていただければというふうに思っております。また、行政区管理の防犯灯はLED化に更新中でありまして、既に橋本、みどり、中央、文京、弥生、総進、徳富の7行政区で終了してございまして、残りの4行政区、大和、菊水、青葉、花月区においても、10月の末までには全てLED化に防犯灯が更新されるということになってございます。

次に、環境衛生、塵芥処理の関係でございますけれども、まず5ページ目の一番下段に書いてございます、空き家等の適正管理に関する条例が本年7月1日から施行となつてございまして、9月の3日に第1回空き家等対策審議会を開催いたしましたところでございます。委員には弁護士さんをはじめとする6人の委員の方に委嘱状を交付させていただきました。任期につきましては、平成27年の8月31日までの2年間ということになってございます。

続きまして、保健福祉課関係について申し上げます。

新十津川長寿を祝う会でございまして、8月29日、改善センターで行われまして、満76歳の方と満80歳以上の方を対象に長寿を祝う会を開催したということでございます。これは実行委員会で開催されておりました、慶祝対象者は、875名中355の方がご出席をされました。なお、本年の節目対象者は、100歳の方がお元気に当日出席されておられました。百歳が1名、白寿6人、米寿56人、喜寿116人の計179人となっております。

続きまして、8ページ、保育園の関係。保育園の状況につきましては、9月1日現在の保育園入園児童数は56人でございまして、昨年同期と比べますと6人の減少となっております。また、一時保育は、4月から8月末まで延べ9人、22日の利用がございました。延長保育は、同じく4月から8月末まで延べ11人で、11日の利用がございました。

次に、高齢者等見守り生活支援事業の関係でございますけれども、このことにつきましては、6月に町内郵便局、滝川郵便局及び町内新聞販売店と、地域見守り活動に関する協定の締結をさせていただきました。また、8月には地域のご理解をいただきまして、みどり区と花月区を地域見守り体制の構築のためのモデル地区に決定をいただきまして、今後、訪問調査等を実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、感染症の予防でございます。11ページでございまして、予防接種は、5月から7月までの間にヒブワクチン45人、小児肺炎球菌ワクチン42人、BCG3人、二種混合ワクチン14人、三種混合ワクチン7人、四種混合ワクチン31人、不活化ポリオワ

クチン1人、麻しん・風しんワクチン13人、そして、子宮頸がんワクチン12人、高齢者肺炎球菌ワクチン3人ということで接種を受けてございます。委員会でもご報告させていただきましたですけれども、子宮頸がんワクチンについては、副反応に伴っての町の対応といたしましては、積極的な接種の勧奨を控えるということにさせていただいておりますので、国からの明確な指導が無い限りについては、この方針は変わらないという方向で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、産業振興課の関係について申し上げます。

地域農業再生協議会の関係でございまして、7月1日から7月3日の間、転作等の現地確認を行ったところでございます。平成25年産主食用米の配分面積は当初3,345ヘクタールに対し、他市町村との地域間調整により100ヘクタールが増えました。最終の作付目標面積は3,445ヘクタールとなっておりまして、昨年と比較しますと19ヘクタールの減少となっております。

なお、この機会でございますので、9月1日農業改良普及センターの発表による農作物の生育状況調査でございますけれども、遅速日数、平年ベースと対比しての関係でございますけれども、水稻についてはプラス4日、登熟は順調に進んでいるというふうな普及センターの見解でございます。大豆についてはマイナス7日、玉ねぎについてはマイナスの3日ということになってございまして、これが9月1日付けの普及センターの発表によるところの農作物の生育状況の調査でございます。

続きまして、営農振興対策協議会の関係でございますけれども、下段の3行目でございます。担い手育成対策ということでございまして、8月4日に町内の独身農業者7人と札幌市、江別市等に在住の独身女性8人との交流会を実施いたしました。一緒にそば打ちや野菜の収穫等を行って、交流を深めさせていただいたところでもございます。なかなか非常に厳しいというか、そういった状況下にもあるようではございますけれども、後ほど、農協の組合長さんにお聞きしましたら、1組については良い雰囲気が進んでおられるということでございますから、そういったようなことで、しっかりと最終目標につながってくれば、非常に有難いなというふうに実は思っているところでもございます。

次に、商工業振興事業の関係でございます。7月30日に商工業振興委員会を開催いたしまして、新十津川町企業振興促進条例に基づく企業誘致を促進するための、適用条件の緩和と新たな支援策について協議させていただいたところでもございます。本定例会におきまして、条例改正についてご提案を申し上げることになってございますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

続きまして、観光のイベントでございますけれども、6月15日、16日、陶芸まつりから始まりまして各イベントが実施されておりました、昨日も金滴酒造の酒蔵まつりが行われたところでございます。いずれも、好天にも恵まれたところでもございます。あと残すところは、10月の6日に行われます新十津川味覚まつり、これをもって平成25年のイベントが終了するというようになってございます。

続きまして、建設課の関係でございますけれども、工事の発注状況でございまして、お手元に記載してあるとおりでございまして、特別申し上げるところも無いわけでございますけれども、ただ、9月の4日に我がまち新十津川神社の祭典が行われたわけでございますけれども、雨が降っておりまして、そういった中で、9月4日に小規模なそれ

ぞれ災害も発生しているということでございまして、箇所数については二十数箇所という状況下でございます。いずれにしましても、早期に復旧をしなければならないということで進めているところでもございます。

次に、国営開発事業の関係でございまして、ご承知のとおり2月の1日に湛水試験を始めておりまして、5月の21日に常時満水位に到達いたしてございます。さらに、6月18日には非常用洪水吐きまで水位を上昇させ、貯水の状況について確認を終えております。現在は、8月19日から落水操作を開始しておりまして、今後は、中間水位での確認作業を経て、10月中旬には最低水位まで下げることになってございます。ダムに行くための道路の工事につきましては、12月の末までかかるということになってございます。なお、ご承知のとおり、トップダムについては樺戸地区の2期地区の事業の中で実施をいたしてございまして、2期地区の事業完了につきましては、平成27年ということになってございます。

以上をもちまして、平成25年第2回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町長行政報告を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） こんにちは。それでは議長のご指示をいただきましたので、第2回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。恐れ入りますが、お手元に教育行政報告書を配布させていただいておりますので、主なものを申し上げさせていただきます。

まず、教育委員会関係では、6月定例会以降8月まで3回の定例教育委員会と2回の臨時会を開催しております。教育委員の視察研修、学校訪問の関係では、7月19日には農業高校の学校祭を視察し、生徒の発想豊かな演技を見学してまいりました。また、同日、今年初めての取組みとして、教育委員の士気の向上や資質の向上を高めるため、中空知管内教育委員研修会を空知教育研修センターで開催しました。教育委員の役割を再認識する研修講義や同じ地域に在住する教育委員として、昨今の教育課題に向き合っている悩みを共感しながら、その対応や解決策などの情報交換を行うとともに、空知教育局から管内の特徴的な取組みを資料提供いただき、中空知管内の教育行政の充実発展につながる意義のある研修をしたところでもございます。8月22日には、町内の小、中、高の学校すべてを訪問し、授業参観をし、それぞれ学校長を中心に子供たちに適切に向き合っている状況を視察してまいりました。

次に、夏季休業でありますけれども、7月20日から8月18日までの30日間設けました。

今年も猛暑でありましたので、家族での海水浴や旅行、あるいは少年団や部活動など、有効に思い出深い夏季休業の活用をされたのではないかというふうに推察をしているところでもあります。加えて、夏季休業期間中の児童生徒の事故、事件については一切なかったことを申し添えさせていただきます。

次に、空知教育局からの本町への訪問関係でありますけれども、突然、中学校生徒が逝去された悲しい出来事の関係もあり、教育局との連携と合わせ、何回となく教育局職員が支援対応や状況等の確認をするために訪問をいただいております。事故の翌日、6月20日には、義務教育支援課長に来町いただき初期対応の支援をはじめ、7月19日には義務教育指導官に来町いただき、中学校教職員研修として、生徒の心に迫る理解を深めるために必要な監察眼を磨くためのポイントや、予測的理解と予防的指導を行うための必要な指導方法の研修をしているところでもあります。

続きまして、2ページをお開き願います。在校生の心のケアをする必要があることから、道教委に要請をし、6月20日から7月18日まで延べ122時間にわたりスクールカウンセラーの緊急配置を受けております。

続きまして、中学校の体育大会などの結果について報告をいたします。今年の全道大会出場は、陸上の女子リレーと卓球女子個人戦に2年生の須藤美羽さんと、1年生の後木玲奈さんの2名が出場いたしました。卓球女子個人戦に出場した2名とも、全国出場のベスト10以内に入賞する5位と9位という素晴らしい成績を修めて、新中卓球部初の全国大会出場権を獲得し、8月17日から岐阜市で行われた全国大会に出場をいたしました。岐阜市は連日真夏日が続いている状況でありましたけれども、試合会場は空調設備の整ったアリーナでの試合でございました。2名とも持てる力を発揮し、粘り強く検討いたしましたけれども、接戦の末1回戦にて惜敗をしたところでございます。2名はまだ1、2年生でありますので、この全国大会での経験が来年につながる糧になったことは間違いないものと確信をしたところでもございます。そして、吹奏楽部においても、空知吹奏楽コンクールにおいて、35名以内のB編成の部で創部以来、念願の全道出場権の付いた金賞受賞を成し遂げました。9月6日、札幌Kitaraの大舞台で北海道吹奏楽コンクールがございました。道内各地区から選ばれた21校の一つとして、顧問の先生と生徒が気持ちを一つにし、大勢の保護者をはじめとする観客のいる中、感動させる素晴らしい演奏を披露いただきました。審査の結果は銅賞でしたが、全道大会Kitaraの経験が新中の良き伝統の一つとして、今後さらに生かされていくものと期待をしているところでございます。

次に、芸術鑑賞事業でありますけれども、例年、雨竜町との共同事務の一環ということで取り進めております。中学生の勸奨事業は8月26日に行われ、日本の古典芸能文化などに関わり理解を深める教育の一環ということもあり、歌舞伎という演目を鑑賞したところでございます。小学校の方は、西遊記を色つきの中国影絵という珍しい技法を使った芸術鑑賞をしたところでございます。

次に、学校教育関係の学力向上についてでありますけれども、長期休業期間中の学習サポートやまびこを4回実施いたしました。児童生徒の参加者は、小学生155名、中学生54名で合計209名と、昨年とほぼ同数の参加をいただいたところでございます。児童生徒全体の参加率では、小学生で44パーセント、中学生で27パーセントという状況でございます。

ました。参加をした児童生徒にやまびこのアンケートをとったところ、参加して楽しかったという回答が75.3パーセント、勉強が好きになったという回答が31.5パーセントありました。アンケートだけでは計り知れませんが、子供たちの勉強に関わる新たな気持ちと、自ら分からないところを聞くなど、特に個々のつまづきを解消したり、知識を得る喜びを通じて学習への意欲を高め、養ったのではないかと推察をしているところがございます。

ここには掲載されておられませんけれども、全国学力学習状況調査の関係であります。8月27日に全国の結果が発表されました。8月28日の新聞にも掲載されてご覧いただいていると思いますが、北海道の状況は、鋭意努力してきたことから、やや改善されてきているものの、全国との隔たりはあり、小学校では全国45位、中学校では38位という状況で、依然として低位置の結果となっております。本町の国語A、B、算数、数学のA、Bの4科目平均の状況は、小学校では全国平均を若干下回る全道平均同様レベル、中学校は、全国平均より下回っているものの全道を上回っている状況で、全国、全道のちょうど中間レベルという状況でございます。

続きまして、8月6日、國學院大學北海道短期大学部と教育委員会とで、教育の充実や発展のため、相互の連携協力をする協定を締結してまいりました。先ほども、やまびこで協力支援をいただいて実施をしているなど、近年になって教育委員会との事業に対しての友好的な協力関係にもありましたけれども、本町の子供たちと國學院短期大学の学生のために、更に継続しながら飛躍していくため、より関係を深め充実させていくということで、この度、協議が整い、協定の調印をしたところでございます。

次に、英語指導助手でありますけれども、デービット・バーシュさんが英語指導助手の契約継続満了年となる5年間が終了いたしましたので、8月3日離町いたしました。この5年間、本町を愛し、学校現場での英語指導だけではなく、社会教育面での英語教室、あるいは、特技のバイオリン演奏や徳富太鼓など、幅広く活躍やご貢献いただいたことに感謝とお礼を申し上げるところでもございます。ALTの後任として新たに着任していただいた方は、アメリカ国籍のキャメロン・ブレンキーさん、25歳であります。バーシュさん同様に温厚で、礼儀正しく、日本文化を勉強したいという熱い思いのある方で、すでに学校での通常の授業支援などを行っていただいております。

次に、学校給食センター関係でありますけれども、経済文教常任委員会、それと総務民生常任委員会、それぞれ給食の試食をしていただきありがとうございました。センター長や栄養教諭を中心とし、センター職員が一丸となって衛生管理の面は勿論のこと、献立の工夫や地場産食材の利活用など、鋭意努力している状況もご理解していただいたのではないかと思います。なお、平成27年度から雨竜町への児童生徒に給食提供するにあたり、現在、給食センター増築実施設計を受注業者がまとめている状況にあることも、併せて報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、4ページをお開き願います。

新十津川農業高校関係でありますけれども、6月22日から、札幌の大通公園の花フェスタ会場にて開催をいたしましたガーデニングコンテストに、準大賞を受賞いたしました。大賞は旭川農業が、このコンテストスタート以来、連覇をしている状況でありますので、その次の準大賞を受賞できたことは、誠に大きな励みであり、後輩に向けての大

きなつながり、いわゆる、連続する準大賞継続ということで、大きな農業高校の励みになっているところでもございます。

次に、去る8月23日でありますけれども、旭川市で開催されました北北海道農業クラブ連盟技術競技大会でありますけれども、農業鑑定競技、農業コースと生活科学コースから、それぞれ最優秀に入賞する素晴らしい成果を修めるなど、優秀賞を含め4名の生徒が入賞いたしました。とりわけ農業コースで最優秀賞に輝いた生徒は、3年生の大平達也君で、3年連続の全国大会出場ということから期待が膨らむところでもございますし、生活科学コースの最優秀賞の生徒と共に、来る10月23日から埼玉県で開催される全国大会に出場する予定となっておりますので、練習の成果をいかに発揮されることを切望しているところでもございます。

また、町の助成によります資格取得の状況でありますけれども、訪問介護員養成研修の資格を3年生の10人が資格取得をしており、アーク溶接、小型フォークリフト研修には、3年生18名が資格取得をしている状況でございます。

次に、5ページ中ほどの児童生徒母村交流事業でありますけれども、児童生徒23名が母村の文化や自然をはじめ、本町生誕の歴史を学ぶことは勿論のこと、母村の復興、復旧の状況などを児童生徒自らの目で確認をし、母村との学校や地域の方々との交流を行い、両村町の絆を一層深めてきていただいたところでもございます。また、その訪問視察の内容を、去る9月2日の地域参観日の中において、来年、母村訪問の対象となる4年生を交え報告会をし、円滑な継続ができるように対処しているところでもございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

アートの森、かぜのびの関係についてでございますけれども、7月21日にかぜのびデザイン会議という催しに約60名が参加をし、昨年、4年生の特別授業として五十嵐威暢さんが、直接、新十津川駅舎のリニューアルデザインの講義を行った作品の展示と講評を行ったところでもございます。併せて、体育館に展示予定の、『こもれび』という作品の公開制作を始めたところでもございます。

次に、7月7日に行いました第19回ピンネシリ登山マラソンについては、383名の参加をいただき、極めて猛暑の中、力走いただいたのでありますけれども、完走者は若干少なめの360名という状況でもございました。今年も、母村の青年関係者3名が花を添え、参加をしていただいたところでもありますし、地元の空知中央病院からも看護支援をはじめ、応援のアトラクションやランナーとして出走をしていただいたところでもございます。

次に、ホワイトベアーズが7月13日の高円宮賜杯全道大会に出場を果たすほか、8月24日に行われた太陽グループ杯争奪野球大会空知支部で優勝をし、9月14日から札幌市で行われる全道大会に出場をすることになってございます。このことは、指導者の適切かつ熱心な指導の下に、少年団員のたゆまぬ努力などが功を奏していると思っておりますけれども、7月25日商工会青年部主催によります野球教室が開催され、毎年、プロ野球選手から走攻守などの指導を受ける温かい配慮が効果として発揮しているものと考えており、改めて、商工会青年部の皆さんと関係各位に感謝とお礼を申し上げますところでもございます。

次に、9月7日に開催いたしました北海道卓球選手権大会カデットの部において、14歳以下の部シングルで須藤美羽さんが準優勝、13歳以下の部シングルで後木玲奈さんが

3位入賞を果たし、また、女子ダブルスの部では、同じく須藤さんと後木さんのペアで、準優勝を成し遂げました。11月2日から愛知県岡崎市において開催されます全国大会に出場をいたすことになってございます。前段でも説明申し上げましたけれども、中体連全国大会の出場経験や、この昨年の大会の出場経験などが、このような素晴らしい結果につながっていて非常にうれしく、また、全国大会でのこの成績いかなでは、来年の中体連全国のシード選手になる期待も高まっているところでもございます。

次に、尚武会関係でありますけれども、これも各種大会で優勝するなど輝かしい成績を修めていただいております。また、8月10日には、恒例の町内剣道大会が開催されました。今年は、新たにできました新中武道場を会場にして行われ、保護者や関係者がたくさん見守る中、熱戦が繰り広げられたところでもございます。去る、9月4日のお祭りも雨天でありましたので、この新中武道場で、併せてお祭りの試合が行われたところでもございます。

また、ここには掲載されておられませんけれども、11月3日に行われます全日本剣道選手権大会という輝かしい舞台に、本町出身の工藤雄太さんが北海道代表選手として出場いたしますので、持てる力を発揮し、輝かしい成果を修めていただきたいというふうに期待をしているところでございます。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。図書館関係でございますけれども、個人の貸し出しについては、前年に比べ減少している状況にありますけれども、町内、町外で分析をしてみますと、町内における貸出冊数、利用人数は、昨年同期と比べ微増の状況になってございます。なお、8月末現在の蔵書冊数は、一般書、児童書合わせて9万6,902冊ということでございます。なお、行事関係では、小学校への学級お話を授業時間や、読書ボランティアの方々の協力によります読み聞かせなど、本に親しむ環境づくりと読書週間をつけるべく、読書活動を支援をしているところでございます。

最後になりますけれども、9ページの下から2行目に、8月2日、学校における読書活動研修会ということで、学校内での読書活動を円滑に行えるよう、北海道学校図書館協会研究部長の方をお招きし、この方は札幌の南中学校の司書教諭をしている佐藤先生でありますけれども、この方を招へいし、教職員を対象にした研修会を開催しているところでもございます。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育長教育行政報告を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時26分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 午前中、日程第3、諸般の報告の中で保留となっておりました総務民生常任委員会政務調査報告を、この場で笹木委員長より報告願います。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） 議長の指示をいただきましたので、去る、7月26日に実施しました総務民生常任委員会の管外政務調査の報告をいたします。誠に、午前中、常任委員会報告におきまして、私の不手際から、その時、書面による報告というふうに申しあげましたけども、再び、このような報告の機会をいただきましたことに、議長の寛大な計らいと、本来の日程より報告が遅れたことを、皆様にお詫びを申しあげたいと思います。それでは報告いたします。

今回、総務民生常任委員会では、北見市留辺蘂町の山の水族館を視察をしてきました。この施設は、ここ1、2年、テレビなどで何度も放映されておりますので、皆様もきつとご覧になっているのかなと、そんなふうに思っております。

留辺蘂町は、2006年に北見市と合併を行いました。そして、この山の水族館は旧留辺蘂町によって、昭和53年に郷土館とともにオープンをいたしました。そのあとずっとギリ貧の状態ですけれども、平成23年に年間の来場者1万9,228人を最後に33年の歴史を閉じたのであります。

そして、その年に温根湯温泉街の再生整備計画というのが国のまちづくり交付金の決定を受けまして、その中に水族館の移転改築事業が組み込まれたのであります。この事業を進める上では、日本で有名な水族館プロデューサーとして、中村元さんという方がいらっしやいまして、その方に設計を依頼したんでありますけれども、水族館というのは、普通は何十億という事業費がかかるものであります。ただ、ここの山の水族館にしましては、4億4千万円余りの事業費ということで、それでも中村元さんが引き受けてくださったということです。本当に、担当者が当てずっぽうというような感じで依頼をいたしまして、それに対して中村氏は、担当者の熱意とひたむきさに引き受けざるを得ない状況になったというふうにあとで述べております。それと、小規模だからできないというのが、一流のプロデューサーにとっては、プライドが許さなかったのかなと、そういうようなことも言うておりました。

平成24年の7月7日にオープンをいたしまして、とにかくマスコミと旅行関係者、そのようなところを徹底的にPRを行うというような策に出まして、テレビ等に取り上げられたのは1年間で40回以上。そして、全国放送でそのうち10回以上が取り上げられております。その結果、開館をして4か月間で14万人を突破いたしました。そして、1日の入場者に関しましては、5月5日ゴールデンウィークに、6千人を超えた日もあったそうであります。特に、8月のお盆には、道の駅の駐車場が満車の状態になって、見学待ちの人たちが長蛇の列になりまして、道の駅の飲食店街の食材が無くなってしまふという事態が起こったというふうに話しております。

この水族館の内容は、世界初の冬に凍る四季の水槽ということで、以前の水族館は冬期間閉館をいたしておりました。それを通年営業しまして、中から水面が凍る状態が見えるということが世界初だそうであります。また、日本初の滝つぼを下から眺めてみられる滝つぼ水槽ということで、滝つぼに水が落ちますと、そこに必然的に魚が集まってくるという、そういうようなことでもあります。また、淡水魚の王様といわれる、大魚のイトウがたくさん泳いでおります。イトウの大水槽というのがありまして、イトウがそれだけ泳いでいるというのは他には、当然、北海道なので無いそうであります。

また、本当にいろんな展示方法の工夫が凝らしてありました。この山の水族館は、温

根湯温泉街再生の起爆剤となりまして、現在までのというか、こちらに伺った時までの経済効果が43億円あったというふうに報告を受けております。ただ、今後は、これを維持することが非常に大変であろうということで、今後もしろんな演出を考えるということで、言うておりました。

最後に、この研修の中で感じたことは、観光に関しましては珍しいものだとか、その地域に合致しないものをあれこれ考えているよりも、今自分のまちの特徴だとか優れた環境、また、その辺を本当に素朴な視点で見つめて、見つめなおして、他の地域と異なるものをPRしていくことが大事なのかなと、そう思いました。

また、中村元さんにアプローチした職員のことを考えますと、あまり結果を恐れたり、自分で勝手にダメだろうという結論を出さずに、まず、アプローチしてみることも大事なのかなと。

それとやはり、先ほど申し上げましたように、マスコミ、そしてロコミ、これを本当に上手に利用することが大事だなと、そのように感想を持って、これからのまちの観光政策の充実などを考える上で、いくつものヒントが秘められているのかなという、そういう思いで研修を終えて帰ってきました。以上をもちまして、総務民生常任委員会の政務調査報告を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員会の政務調査報告を終わります。

以上をもちまして、諸般の報告につきましては、すべて報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

2番、西内陽美君、登壇の上、発言願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、町長に3点の質問をさせていただきます。

はじめに、空き家バンク事業を導入した空き家の利活用を図る方策について質問をいたします。多くの自治体が空き家の利活用を図る方策の一つとして、行政が市や町内の空き家や転出予定の住宅情報を収集、集積して、定住、転入を希望する町内外の方たちに公開する事業を実施しております。いわゆる、空き家バンク事業と言われるものですが、本町も町内の空き家、空き地情報を掌握し、提供する、この空き家バンク事業を導入し、定住、転入の推進や空き家を廃屋にさせないための空き家の流通の促進、さらに、景観や好ましい住環境維持のための空き地の解消などに取り組んではいかがでしょうか。宅建業者と連携することで、行政側の職員の負担にならないような事業展開も可能と考えますが、町長はどのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今2番議員さんからご質問がございました。空き家の利活用ということでございまして、空き家バンクの創設を考えてみてはどうかというふうな

内容でございます。

まず、全国的なことをちょっと申し上げさせていただきながら、答弁をさせていただければというふうに思っております。

近年、今、ご指摘のあったとおり、田舎暮らしや自然志向の高まり、余暇を利用した田舎での生活や定年就農、環境に恵まれた地方への移住、または地方との交流を希望する方々が増えてきている状況下にあります。

一方、地方においては高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地や空き家などの増加に加え、特に農山村部においては人口減少などの影響による里山の荒廃ですとか、集落のコミュニティ機能の低下といったものが課題となってきている状況下でございます。これは、我がまちをとってわけではなくて、全体的に言える状況下にあるのかなというふうに思っております。

ご質問のありました空き家バンク制度は、町外からの移住や定住希望者のニーズに応えるために、空き家の有効活用を通して、都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、物件情報の登録と提供を行う制度として、近年、自治体で取り組んできているところもあるようでございます。

そういった中で、平成21年度に一般財団法人地域活性化センターが実施した調査では、移住、交流促進施策を実施している市町村は39.3パーセント、そのうち空き家バンク制度を実施している割合は54.4パーセントという状況下になってございまして、市町村の約20パーセントが空き家の制度を実施しております。空き家バンク制度への物件登録件数は、10件未満が6割以上を占めてございまして、累計成約件数は、10件未満が7割弱を占めるという調査結果となっております。本制度の活用は必ずしも多くはないという状況下にあります。

本町においても、平成21年度に都市部に暮らす方々が、週末や一定期間を本町で暮らす二地域住居促進事業を試し、登録の申し込みを受け付けてまいったところでもございます。残念ながら登録件数は2件でございました。賃貸及び売買の実績はなかったということから、本格的な実施には至らなかったという経過でもございます。

空き家バンク制度のメリットとしては、賃貸、売却により休眠資産の有効活用が図られること。また、定住促進や都市部との交流促進が図られることだと考えております。また、防犯や防災、更には、景観の面でも環境改善がなされるとの効果があると言われておりますが、このような景観上好ましくない空き家は、物件としては入居希望が非常に少ないという、そういった状況下にあります。あくまでもメリットは良質な住宅に限定されているものというふうに考えております。

また、一方デメリットについてでございますけれども、制度そのものにデメリットはないと考えておりますが、取り組んでいる自治体の事例を見ますと、事業実施上の課題は数多くあるようでございまして、具体的に申し上げますと、五つほどありますので申し上げます。

まず一つ目は、情報の収集、登録の段階において、空き家所有者が賃貸等に応じない、あるいは、空き家の所在が不明で収集活動ができない。二つ目は、多くの空き家はそのまま住居として使えるような状態ではなく修繕が必要な場合が多く、賃貸又は売買に応じる所有者が少ないというふうなことがあります。三つ目につきましては、空き家に置

いている私物が片付けられていないのも、随分見受けられるということでございます。四つ目は、買い手側が田舎の物件だというイメージから極端に安い価格を想定している場合があり、価格面での折り合いがなかなかつかないというのが、しばしばあるようでございます。五つ目については、単に安い物件として購入、賃貸するため、自治会活動に参加しないなど、どんな方が住んでいるのかも分からないというふうな状況もあるわけでございます。結局、周辺の環境の整備がなされていないなどの課題が指摘されているところでもございます。

本町でも、こういった事業を実施しておりませんが、こういった自治会活動に参加されていないという方も散見されるようでもございます。

そこで、空き家バンク制度の本格的な実施に当たっては、宅地建物取引業法の規定による免許管轄行政庁であります都道府県知事からの推奨事業に該当するとの確認を受ける必要がございます。制度を実施している市町村は、宅地建物取引業協会等と空き家バンクとの相談等に関する協定に基づく定住促進事業として実施しております。基本的に市町村は、所有者と利用希望者との橋渡しを行うものでございまして、価格などの交渉、契約は所有者と利用者が直接行うことになってございます。

しかしながら、空き家バンク制度は、町のホームページに掲載しているから町が中に入っていると、要するに、行政が介在しているということは、相手方に信頼性を高めるといふふうなことになるのですけれども、そういったようなことから、信頼感に基づき空き家を提供し、又は、空き家への入居を希望することとなりますので、提供者や移住希望者に対して安心して空き家の提供及び入居ができるよう、様々な要望、相談に対しきめ細かで柔軟な対応も必要となってまいります。

また、地域住民が新しい住民を受け入れる土壌づくり、大事なことでございますので、そういった土壌づくりですね、移住者が地域に馴染むことができるような事業展開も必要となってまいります。

空き家バンク制度を、まちの広報誌やホームページに掲載し、単に情報提供を実施することは現在でも可能ではございますけれども、今ほど申し上げましたように、事業実施上の課題が数多くございまして、現段階では非常に厳しい状況にあるのかなというふうに考えておりますので、以上を申し上げまして、答弁とさせていただきますと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） ただ今の町長のご答弁の中で、実施されているいろいろな自治体の事例の中からのデメリットについての部分ですが、宅建業者がきちんと物件の内容を精査するすとか、業者を加えることによって、必ずしもクリアできないという問題ではないというふうに考えております。もちろん、町が介在することによりまして、町の方に何かそういった不都合ですとか、責任賠償がかかってくるようなことは一切ないような取り組みもきちんとされている市町村もございまして、その辺りは当然、行政や職員の方の負担にならないような取り組みができることと思っております。

それと、町長が先ほどおっしゃいましたメリットの部分ですが、地域に馴染みやすく受け入れやすいということをおっしゃられました。町内会へなかなか入られない、コ

コミュニケーションも取れないというような実情があるということでございますが、これをデメリットの部分というふうにおっしゃいましたが、私は、行政がかかわることに対して、メリットとして、町外からの転入希望者に対して大きな効果が期待できるというところにあるというふうに思っています。きめ細やかな子育て支援や、恵まれた教育環境、あるいは、今年から始まりました高齢者等見守り生活支援などの福祉サービスなどを、ワンストップで紹介できますし、本町の町内会や子供会の存在など、慣習ですとか町内で生活する上でのルールを予めお知らせすることができますので、転入を希望される方には、本町の暮らしをより具体的にイメージできるというふうに思っております。それが、さらに地域に馴染みやすいことになりまして、空き家バンク事業ということが、実際にこの町の中で実施されますと、町民全体にもそれが周知されますので、町民の方々も受け入れがスムーズにいく、コミュニケーションが取りやすいというふうに進められていくのではないかと思います。

空き家の解体に対する助成も取り組みが始まりましたが、やはり一番大事なことは、空き家になる前に、空き家を流通させて住めないような廃屋になる前に、どうか手を打っていかねばならないのではないかなと考えているのですが、その前に、高齢化が進んでいく本町では、新しい住民が増えていくという観点、新しい地域の活性化、地域力が新しく作り出せるというのではないかなという観点では、空き家バンク事業には、どのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 今ほど、申し上げたとおりでございますが、基本的には、先ほど一番最後に申し上げましたように、町の広報誌やホームページ等に掲載しまして、そういった情報提供については現在もやることは可能でございますので、そういったことについては過去に実績があるわけでございますから、そのことについては、そういった方向で考えていくことも一つの方法だというふうに考えております。

そこで、基本的には民の領域というのはやはりしっかりと民でもって、あまり行政がそこに介入するというのは、果たして、どうなのかなというふうな思いは、私は持っておりますので、連携をとることももちろん必要だとは思いますが、やはり基本的には、民の領域をあまり侵すようなことには行政側としてはすべきでないのかなというふうな思いは持っております。

そんなような中で、しっかりと情報の提供については、今も現在もやることは可能でございますので、今ほど申し上げたとおりです。そういったようなことで取り組んでまいりたいなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたように、行政が介入することによって、相手方の信頼が芽生えるということは確かにあると思うんです。ですから、それらについては、変に誤解をされるということになってはまずいと思いますので、そういったことはそれなりに研究する必要があるかと思っておりますけれども、基本的には、今ほど答弁申し上げたとおり、現段階の中では、非常に厳しい状況にあるのかなというふうに思っておりますので、ご理解を願えればというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

はい、2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） あらためて確認させていただきますが、今後ホームページ上に、空き家の情報を掲載していただける可能性があるというふうに受け取ってよろしでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど答弁の中で、残念ながら登録が2件ということで、実際は、成果に結びついていかなかったということがございますけれども、こういったことについては、基本的には同じような考えで二地域住居ですから、要するに、建物を利活用してもらえれば一番良いわけがございますから、そういった情報等につきましては、現状ともやることは可能だと思いますから、そういった方向で進めてまいろうと思っています。

○議長（長谷川秀樹君） はい、次の質問に入ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 続いて2点目の質問をいたします。今年度、町内でモデル地区を設定して、高齢者等見守り生活支援事業が始まりました。高齢化が進む本町において、事業を円滑に継続していくには、見守る側を確保する方策が必須であると考えます。市民後見人養成講習や認知症サポーター養成研修を開設して、多くの地域の皆様に、その技術や知識を学んでいただくことで支援を必要とする方々への理解や信頼を深めたり、見守る側、地域住民の不安や負担感の軽減へ大きく貢献できるものと期待いたします。この二つの事業を開設して、多くの住民が見守り事業を理解し、協力しやすくなる素地を育ててはいかがと考えますが、町長はこの事業に関しまして、どのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、2番議員さんの2つ目の質問、市民後見人と認知症サポーター養成事業ということで、質問の内容につきましては、高齢者等見守り生活支援事業の強化策として、市民後見人や認知症サポーターの養成研修などを開設してはどうかということでございます。

まず前段に、この内容等につきまして、ちょっとご説明をさせていただきながら答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、高齢者等見守りの関係につきまして、前段ご報告をさせていただきます。ご承知のとおり、モデル地区を指定し、今年度から高齢者等見守り生活支援事業に取り組んでございます。この事業は、高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指すものでありまして、関係機関及び地域住民との連携を図るとともに、直接的な見守りのために見守り推進員を選任いたしまして、高齢者等により安心感を持って暮らしていただけるようにするものでございます。行政報告で申し上げましたように、本年度は、みどり区と花月区をモデル地区として選定をさせていただいて、この事業に今取り組んでいるところでもございます。

この見守り推進員につきましては、高齢者等の承諾を得た近隣の方を選任し、その役

割、業務内容などについて個別に説明をさせていただきながら理解を示していただき、確実に、やはり機能するような考え方を持っています。特に、災害時における要援護者支援といったようなものも重要な役割を担うことになるわけですので、そういったことも含めながら、近隣の方をお願いをしようという考え方でございます。

そこで、市民後見人の養成研修及び認知症サポーターの養成研修。これは、平成12年に介護保険制度にあわせて作られた制度でございまして、まず、市民後見人は弁護士や司法書士のように成年後見人制度に職業として関わるものではなく、ボランティアで後見活動に関わる人たちで、親族後見人と専門職後見人である弁護士、司法書士などの間に存在すると位置づけられているわけですので。市民後見人は、市町村からの推薦により後見人等候補者として裁判所に登録されることになり、その中で裁判所が後見人として選任した方のみが業務を行うこととなっております。

ただ、近年、被後見人と後見人との間で財産上等のトラブルが発生し、問題になっていることも事実でございます。家庭裁判所以外に市民後見人を支援及び監督すべき者が必要であるといわれております。現在、国は市民後見推進事業としてその養成を推進しており、道内では平成23年度は4市町、平成24年度には6市町で養成研修が行われております。空知管内では今年度2市が実施予定となっております。今後の高齢化社会に向けて市民後見人の養成自体は必要と考えてございますので、近隣市町の動向も踏まえながら、広域的に養成研修が開催できるような体制の構築をしてみたいというふうに思っております。

なお、平成18年に新十津川町と雨竜町の共同事務運営協議会を設立し、そして活動しているわけですが、その中の包括支援事業の中の権利擁護業務として、成年後見制度の相談もすでに受けております。ですから、たまたま24年度については、本町においては2件ございました。こういったようなことで、広域的にやれるよう、例えば、今も申し上げましたように、雨竜町との共同事務の中で取り組んでいくのも一つの方法だと思いますので、そういったような形で取り組んでいければというふうに思っています。

続いて、認知症サポーターは、認知症の人や家族に対してサポートをすることにより、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアであります。また、このサポーターは、養成講座の講師となるための研修を受講した修了者をキャラバンメイトといたしますが、そのキャラバンメイトが地域住民や各種団体への研修を行うことにより、その養成が可能となります。現在本町では、キャラバンメイトの方々は8名ございます。208名の方にサポーター養成を行っておりまして、回覧等により、住民に対して講座開催に関する案内を行っているところでもございます。地域の団体等への積極的な働きかけを行い、サポーターの養成に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上で、2つ目の市民後見人、認知症サポーター養成事業についての答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 認知症サポーター養成研修について、さらにお聞きしたいと思います。ただいま、地域住民の方に広くサポーター養成研修を公開しておりますとお答

えいただきました。この養成研修の受講生に中学生も対象としているという自治体があります。大変、意義深い取り組みではないかなというふうに私は評価をしております。支援を必要とする方々へ思いを寄せることで、人や命をいつくしむ心を育てるのではないかと考えております。人を育てるという取り組みは、すぐに数字で表せるものではありませんから、費用対効果を検証するのは大変難しいとは思いますが、未来への投資と考えると、決して無駄になることではないと思います。認知症のご家族やご近所の方、地域の方々への理解を深めるというこういった素晴らしい機会を、若い方たち、その中学生ですとか、幅広い年齢層を対象とするということについては、どのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 受講者の中で中学生まで、もう少し幅を広げてはということでございますけれども、中学校の生徒については、本業が勿論ございますから、そちらをまず、ボランティア活動もそういう小さなうちから取り組んでいただくことも、大変必要なことではあると思っておりますけれども、これは強制力を持ってやるべきものでもないわけでございますから、これらについては、ちょっとそういった学校の相対的な授業のこともございますし、その辺は教育委員会、教育長ともよく今後、相談をさせていただければと思っておりますけれども、なかなか中学生も課外活動だとか、いろんな面で活動を展開してございますから、非常に忙しい、時間的に非常に拘束されているのではなかろうかと思っております。そういった中でボランティア活動に積極的に取り組んでいただけることは、これは大いに結構なことだと思っておりますけれども、今ほど申し上げたようなことで、これらについては、その状況をまず把握しながら、そういった形で展開できるようなことであれば、そういったようなことで要請をしまいたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

それでは、最後の質問に入ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） それでは3点目の質問をいたします。ふるさと応援寄附金に関してでございます。現在、本町にふるさと応援寄附金を寄せてくださった方々への謝意は、どのような形で示されているのでしょうか。謝意として、町内施設の優待利用券や本町の特産物を贈り、本町のPRを兼ねる事業を始めて、観光、商業、農業などの産業振興に結び付けてはいかがかと考えますが、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、ふるさと応援寄附金について、3つ目の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、ふるさと応援寄附者に対するお礼の謝意ということで、どのようにやっているのかということと、併せまして、町内施設の利用券や特産品を贈ってはどうかということでございます。

まず前段に、この制度の経緯をご説明させていただきたいと思っております。

ふるさと寄附金は、ふるさとに対する個人からの寄附金について、その寄附金額の一定額を超える額を住所地の住民税や所得税から控除をすることになり、納税者のみなさんが希望する自治体へ納税することと同じ効果が得られる制度として、平成20年度にスタートしたものでございます。

本町では、国の制度に先駆けまして、平成18年度にふるさと応援基金を創設しまして、積み立て、寄附金の使途を、まず一つ目は、環境保全とまち並み景観対策、二つ目は、子供の健全育成、三つ目は、終着駅周辺の整備、四つ目は、観光振興の四つの項目を指定した上で、基金に積み立てております。実績を申し上げますと、これまでに道内外延べ50名の方から総額1,082万円に上る寄附金をいただいているところでもございます。

まず、ご寄附をいただいた皆様に対しましては、その都度、感謝の意と住みよいまちづくりへの取組みの決意を文章にしたためまして、応援、寄附をしていただいた方に対しまして、お届けをしているところでもございます。

今回のご質問の内容は、寄附をされた方に対して、町内施設の優待利用券や特産品などを贈り、まちのPRや産業振興に結び付けてはどうかという内容でございます。

本町の制度導入時には、先進事例なども参考にして、それらの点も検討いたしました。が、その際には、ふるさとを応援するという意味合いからも、本町出身者などの縁のある方からのご寄附を想定しており、事実1,082万円のほとんどは、そのような方からのご寄附によるものでございまして、子供たちの健全育成やまちづくりに活用をさせていただいております。

平成23年度に税制改正が行われまして、税額控除の引き下げがあったことから、ご提案されたメリットを持たせることで、ふるさと応援というよりも、むしろ経済的な利益を求める寄附が全国的に増加したものと考えてございます。

現在、北海道内では24の市町村が、ふるさと応援寄附金制度において、一定額以上寄附をされた方々に、そのまちの自慢の特産品を贈っているようでございます。例えば、空知管内のあるまちでは、平成20年度から23年度までの4年間で40件、362万円だったものが、平成24年度に特産品を特典としたところ、1年間で何と171件ということで、160万円の寄附金が集まったということでございます。4年間の実績を4倍も超えるという方々から寄附をいただいたことは、まちにとっても多くの効果があったものと推測するところでもございます。

一方、知床は世界遺産になって、ご承知のとおりでございますけれども、知床世界遺産で全国的にも有名になった道東のあるまちでは、寄附金に特典を付けることなく、平成24年度までに1億8千万円余りの寄附金を受けております。特産品を特典とすることが寄附金の額に直結するとは、これらの事例を踏まえたと一概には言えませんが、まちのPRや産業振興上の効果も期待できるもので、前向きに検討してまいりたいというふうに考えます。

ただ、総務省からの文書もまいってございます。ふるさと寄附金制度ができた際に、総務省が、制度の乱用を懸念し、地方自治体の良識ある行動を期待する旨の報告も出されていることから、町内に及ぼす経済効果に期待をしつつ、関係機関ともいろいろと研究を進めながら、前段申し上げましたように、前向きに対処してまいりたいというふうに考えておりますので、そのようなことでご理解を願えればというふうに思っております。

す。

以上で、三つ目の質問にお答えをさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 再質問というわけではないのですが、今現在ですね、特産品をインターネット上の画面でもって掲載して、選んでいただくという面白い企画が出ております。実際に、ふるさと納税特産物ランキングというようなものも存在しております。まして、まちを応援したいという気持ちの一方では、お買い物の気分で、そのまちの特産品を離れたまちで手に入れることができるということで、大変喜ばれているということがあります。

経済的利益を求めるのではなくて、特産品を差上げますから寄附お願いしますという視点ではなくて、各自治体がふるさと納税制度をまちの産業振興に使えるのではないかというふうに、知恵を絞った素晴らしい着眼点のたまものではないかなというふうに考えております。

8月28日に開かれました経済文教常任委員会の中では、計画期間を25年度から29年までの5年間とした、新十津川町観光振興計画の中間案が示されました。その中で、観光情報発信評価案というところには、担当課の職員の皆さん方が、よく苦勞されているところが見えてきます。ですから、産業振興の発展振興というところは産業振興課ではなくて、いろんな担当の課が横断的に取り組まなければいけないというふうに考えておりますので、是非、このふるさと応援寄附金事業も、その一役をかっていただきたいということを強くお願いを申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、最後に町長の方から、この件について答弁をお願いします。

町長。

○町長（植田 満君） 十分に参考にさせていただきながら、先ほど前段申し上げましたように、前向きに取り組んでいくということでございますから、今ほどお話あったようなことを参考にさせていただきながら、また進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を大きいので三つ、あと1番に小さいのが四つありますので、お願いいたします。

まずはじめに、生活保護法の改正に伴う影響についてであります。国は生活保護費のうち生活費にあたる生活扶助を今後3年間、2013年の8月ですね、それと2014年の4月、2015年の4月で段階的に670億円。また、期末扶助を70億円引き下げることを決め、8月から実施いたしております。

厚生労働省の試算では、40代の夫婦と子ども2人の場合、町村部では月額で20万9千円から8月以降は20万4千円と5千円の引き下げになり、平成27年度からは19万4千円と1万5千円の引き下げになります。

また、5月31日には、衆議院の厚生労働委員会で生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が可決されました。この生活保護法改正案で一番問題だと考えるのは、現在、口頭でも認められている申請が、原則、書類での申請に変わる点であります。その中でも扶養義務者から、扶養できないという一札をもらって添付しなければならないというところでもあります。今でさえ、親、兄弟や子供たち、また、親類縁者に恥をかかせたくないという申請を控えている方々がたくさんいると思います。

保護を必要としている人の中で、実際に保護を受けている人の割合は、日本では2割であります。イギリスは90パーセント、フランスは91.6パーセントと比べると日本がいかに低いかがわかります。

今回の改正案が通れば、申請をためらう人が今以上に増えるのではないかと危惧されます。また、生活困窮者自立支援法案では、今でさえ厳しい就労指導に拍車がかかるのではないかと心配するところがあります。特に年齢の若い人ほど厳しい就労指導がされるのではと心配するところがあります。そもそも申請理由の多くは、健康を害して働けないというものです。働きたくても雇ってもらえない。しかたなく生活保護の申請に至るといった人が大勢おります。

元はといえば、派遣労働者を増やし労働基準法の基準を引き下げ、安定した雇用を破壊してきたことや、社会保障を引き下げてセーフティーネットを壊してきたというところに、生活保護受給者が増加した原因があるのではないかと考えますが、生活保護基準の引き下げ、生活保護法改正案、生活困窮者自立支援法案と、この方向ですべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとする憲法25条が守られるのか、この点について町長の見解をお伺いいたします。

引き続きしていきます。二つ目は、生活保護基準の引き下げが、他の支援制度に及ぼす影響について伺います。8月から引き下げられた生活扶助基準の引き下げ分151億円と、期末扶助の引き下げ分70億円の基準改定で影響を受ける生活支援制度は、新十津川町ではどれくらいあるのか。

三点目は、これは教育長の答弁と聞いておりますが、続けます。子育て世帯への影響をできるだけ小さくするという観点から、国は平成25年度の対応として、年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者については、生活保護基準の見直し以降も、引き続き国による補助の対象とするとしております。

そこで生活保護を受けていない世帯で、町が経済的理由により就学が困難と認めた小、中学生の保護者に対して、学用品などの支援を行う就学援助制度について、生活扶助費引き下げに伴う影響があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

最後に四点目は、町長ですが、就学援助以外の生活支援制度について、8月以降の見直しはあるのかどうかについてお伺いいたします。以上、お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

就学援助の影響以外について、町長から答弁願います。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 答弁するのに、ちょっと国政的なレベルの話ですので、憲法25条、それは十分、ここにおられる方皆さんご理解されているかと思えます。健康で文化的な最低限の生活を営む権利は、日本国民皆さん保有しているものでございますので、それは、それぞれの皆さんが理解されているのではなかろうかというふうに思っております。

ます。

そういった中で、ちょっと国政的なレベルの話でございますので、いち我がまち新十津川町がどうこうというべき筋合いのものではないので、その辺はしっかりと理解をしていただければなというふうに思っております。

生活保護制度についてでございますけれども、ご承知のとおり生活に困窮される方々の最低限度の生活を社会の全体で支える制度でございます。本町を含め町村においては申請の受理及び進達を行い、生活保護の決定及び支給額の算出においては、すべて北海道が実施いたしております。

行政報告で申し上げましたように、我がまちの受給者につきましては、58世帯、93名の方でございます。今、9番議員さんのご質問の中で、日本の中と国外の話もされておりましたですけれども、25年の3月、日本の中には生活保護受給者が212万人いるそうです。この費用につきましては4兆円というふうに言われております。そんなような状況でございます。

国は、8月から生活扶助を、今ご指摘のあったように3年間で引き下げていくということでございますから、8月から生活扶助を段階的に引き下げて、今後において、生活保護法の一部改正と生活保護に至る前に、経済的に困窮している人の自立を支援する生活困窮者自立支援法を創設する運びとなっております。この秋の臨時国会でもって、そういった方向に向かっていくのかなというふうに思っております。

生活保護の基準は、国においては5年に1度検証されることとなっております。国民や一般低所得世帯の消費実態などを踏まえて、保障水準を設定することとなっております。従って、この検証結果に基づいて生活保護基準が定められているものと思っておりますので、セーフティーネットの崩壊というふうな話をされましたですけれども、そういったものにはつながっていかないというふうに、私は考えてございます。

次に、8月に引き下げられた生活扶助基準の影響についてでございますが、世帯員の年齢や家族構成、毎月の個々の収入状況や医療扶助などその他の扶助の増減により、受給者の総体的な受給額が毎月変動していることから、本町受給者分の減額総額は単純には把握できません。国が示すモデルケースでは、本町に多い母子世帯のケースですと、30代のお母さんと4歳の子ども1人の母子家庭で、おおよそ、おおよそですよ、1千円前後での減額、60歳代、70歳代の単身の方ですと数百円、何百円の減額というふうに試算をされてございます。

いずれにいたしましても、非常に毎月変動があるということで、その把握は非常に困難があるということでございます。

続きまして、三つ目でございます。今回の生活扶助費基準額の変更によりまして、生活保護が廃止となった世帯はありませんし、本町ではありますかということでございますけれども、本町ではありません。他制度への影響についても、現時点では無いことから、その他の支援制度の見直しについては、今のところ考えてはございません。

私への質問は以上でございます。就学援助と準用保護の関係につきましては、教育長からご答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは1件につきまして、教育長より答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは、私に寄せられた9番議員さんの質問にお答え申し上げます。就学援助の準要保護者への支援について、生活扶助費引き下げに伴う影響についてお答えをしたいと思います。

本年度においては、生活保護費の改定前に準要保護の認定をしておりますので、8月から生活保護費の引き下げ改定が行われていても、本年度の認定されている世帯については、そのまま継続でありますし、本年度の算定基準額については、生活保護の改正前の金額を今年度使うということにしておりますので、影響は無いことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 町長の答弁で、国政的な問題ということではございますけれども、本町にも関係することでもありますので、あえて質問をさせていただきます。

町村の場合は、受理するのは国の方とおっしゃったけれども、空知振興局で審査に来て受理するわけでもありますけれども、今後、生活保護法が改正されて、先ほど言いましたように、申請に書類が必要ということになってくると思うのですよね。今年は、年度途中なのでそのままということだと思いますけれども、来年度からは、多分、その書類が必要であるということで、ハードルが高くなってくるとは思わないかなというふうに思うのです。

そこで、窓口の職員の対応が重大な責任を持つことになるのではないかなというふうに思います。もし、生活保護に至らないケースがあっても、別の保護につなげるとか、いろいろな目配りが必要となり、そこまでの町の職員の方々の力量を高めていかなければならないと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

それと、今までに申請して受理されなかった件はあるのかどうかも、あわせてお願いいたします。

それから、教育長の場合は、今年はそのままで行きますということなのですが、基準が変わりまして、来年度はどうするのかということをお願いいたします。以上、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） まず1点目の、今年度については申請、添付書類というか、そういったものの必要は、済んでいるわけでございますから、それは無いと思いますけれども、来年度からということ。ただ国から、そういった手続き上のマニュアルというものはまだ示されておりませんので、それはその示されたものを的確にやるのは職員として当然のことでございますから、それはそれとしてしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

それと、申請が今まで受理されなかった件数はあるのかどうかということでございますけれども、これは無いようでございます。しっかりと結果については、空知支庁からケースワーカーが参りますから、その結果について報告があるようでございますけれども、受理されなかった件数は無いということでございますので、そのようなことで

答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは教育長より答弁求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） それでは私に寄せられた再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。準用保護の、いわゆる算定については、ご存じのとおりだと思いますけれども、生活保護費の算定基準を基にして、所要の1.3倍だとか、特別支援は2.5倍というような掛け率を掛けたのが算定基準額になっておりまして、そして、前年度のその世帯の所得との比較計算になってまいります。そういったことから、毎年金額を算定しなおしますので、来年は生活保護費が、8月改定の引下げをした基準額が基になって、それぞれの世帯の所得と比較をして計算をいたしますので、若干の変更はありますけれども、それによって影響を及ぼすのかどうかは、今の段階では計り知れない状況になっております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 先ほど書類が必要ということになるということ、まだ、国の方からそういう指示が来てないということなのですけれども、先ほど最初の時に言いましたように、保護費を受ける人の家族に、あなたは弟か妹か子供か、そういう人方の扶養はできますかという照会が多分来るのです。そして、照会を受けた方々の、私はそういう人方の扶養はできませんという返事が来た段階で生活保護を申請して、受理されるというのが、今までの方法です。今度は必ず一札をもらってこいというのは、今まで口頭で良かったのだけれども、今度は仮に子供が申請して親の所に行った時に、親から書類をちゃんと書いたのをもらってこいということになるそうです。そうしますと、結局、本人は申請したいのだけれども、親や兄弟に迷惑をかけては嫌だということで申請がしづらくなるというのか、ちょっとためらって遠慮がちになるというのか、そういうケースが生まれてくるのではないかと懸念されているということなのです。

それで、さっき言ったハードルが高くなるというのは、そういうことなのですけれども、それをなるべく強制しないで、今までどおりにやっていけるのかどうかというのが、まず1つ。

それから、申請に行きましたが生活保護の申請はちょっと無理ですよ、ということになるケースもあると思うのです。そういう時に、申請に来た方々を別な方法で何か対応して助ける方法というのが無いかどうかということです。お金が無いということになれば、今、社会福祉協議会の方からいくらか生活扶助ということで、ちょっと借りられる方法がありますが、そういうのを窓口の職員が、申請した人方の立場でもう少しきめ細かな対応をしていく必要が、今後、生まれてくるのではないかと思います。

そこで町の職員の方々の力量を高めていく必要があるのではないかとこのように言ったわけでありまして、その点について、町長の下職員の資質と、そういう指導ということになるのですけれども、その辺はどこまで町長ができるかどうかということです。その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、再々質問に対して答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 手続きにつきましては、町は先ほど申し上げましたように、申請の受理及び申達ということでございますから、これはマニュアルに沿って、それは的確に対処してまいりたいというふうに思っております。

最終判断は、ケースワーカーでございますから、これは空知総合振興局の福祉担当の方だと思えます。その方が判断することになりますので、それは、そちらの方でもって本人の事情というか、そういった書類は内容だとか、そういったものがしっかりと確認された段階で支給されるものというふうに思っておりますから、町が行うものについては、これは手続き等につきましては適性に処理してまいりたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは1番目の質問を終わります。

2番目の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 2点に入ります。命の大切さを教える機会をつくってはどうかということでありまして、これは教育長でお願いいたします。

全国的にも小、中、高校生の自殺が新聞紙上に載っております。命が粗末に扱われております。本町でも去年の事故、そして、今年の悲しい事故がありました。

命は大切にしなければならないものであるということを児童、生徒に教える教育の機会をつくってはどうかと思いましたが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは9番議員さんの、ただ今のご質問の命の大切さを教える機会をつくってはどうかという質問に、お答えを申し上げたいと思えます。

今、質問があったとおり、全国各地で本当に悲しい、痛ましい事故が連続して発生をしているということで、政府もいろんなことを考えておりまして、当然、市町村教育委員会、私としましても精力的にいろいろやれることを対応しているところであります。

まず、命の大切さを教えることについては、9番議員さんがおっしゃるとおり、最も大切なことと考えており、小中学校の経営計画でも最重要事項において、学校長を中心に、発達段階に応じ、あらゆる機会を通し、かけがえのない生命の大切さについて実感させたり、生きる喜びを感じられるよう鋭意取り組んでいるところでございます。

この度の件については、去る7月5日に開催されました全員協議会において説明しているとおり、教育委員会として、生きることや命の大切さをテーマにした講演会と、豊かな情操教育を高めることを予定している旨、説明をさせていただいております。

このことについては、通常の学校の経営計画にプラスをして、今年度、そういうことを盛り込んでいるところでありまして、このことを実施すべく、本定例会において、必要な予算を計上させていただいておりますので、議会の承認をいただいた上で実施する運びになっていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 経済文教常任委員会の方で講演会をするというお話をされてい

るのですよね。それで、そういう講演会をやるのであれば、子どもだけでなく親も一緒の、広い場所でたくさんのお母さん方、お母さんばかりではなくてお父さんでもいいんですけど、そういう人方も皆参加して、本当に命の大切さということをおぼえてもらえる講演の内容にしていきたいと思います。これは、答弁がありましたらお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） 議員さんがおっしゃるとおり、私どもとしても、せっかくの講演会でありますので、中学生生徒だけではなく、中学生の子供を持つ保護者、関係者にも、是非、その講演を聞いてもらうように学校長とも話をして、そのように計画をしておりますので、議員さんももしよろしければ、その講演を聞いていただければというふうに思っておりますので、そのことを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

それでは最後の3番目の質問に入ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 3番目の質問は、福祉灯油の実施をということであります。

今年は春から燃料費が値上がり続け、レギュラーガソリンで1リットル、今日、農協を見ますと159円ということになっておりまして、灯油も1リットル96円となっております。

現在9月1日から電気代が7.5パーセント値上がりし、食料品等も材料代の値上がりで少しずつ高くなっております。

しかし、年金は下がり続けております。10月に1パーセント、そして来年4月には0.5パーセント下がると言われております。

これから寒くなり灯油が必要になってくるのに、今の値段ではおさまらず値上げされることと思います。今冬は早くから福祉灯油の助成を考えてはいかがでしょうか。

今の町の基準は1リットル100円以上とされておりますが、1リットル90円とか95円と基準を下げて助成を実施してはいかがでしょうかと思いますが、町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、9番議員さんの3つ目の質問、福祉灯油の実施ということで、物価の高騰を踏まえて助成基準を下げて実施してはどうかということでございます。

まず、この福祉灯油助成事業は、原油価格高騰による灯油価格の上昇に伴い、低所得者等の冬期間における生活に多大な影響を及ぼすことに鑑みまして、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等の低所得者へ灯油購入費の一部を助成し、それらの生活の安定に寄与することを目的として実施してございます。

この事業は、平成19年度に灯油価格の高騰によりまして、低所得者への支援として取り組み始め、それ以降、その年の灯油価格の情勢を加味しながら、平成20年度及び昨年

の平成24年度に実施をいたしました。

ちなみに、平成24年度の実績を申し上げますと、一世帯当たり100リットル分の灯油購入券を130世帯に交付し、内訳は、高齢者世帯90世帯、障害者世帯23世帯、ひとり親世帯15世帯、高齢者、障害者世帯2世帯へ助成をいたしました。交付額につきましては132万4千円ということでございます。これが、昨年度の実績でございます。

ご質問の1リットル当たり100円以上の基準を他の物価高騰も視野に入れ、基準を下げてはいかがですかということでございますけれども、当該事業は、冬期間における暖房を確保する上で、最も必要とする灯油の購入費に対して補填するものであるという考え方から、今後においても、この灯油の実勢価格が100円を超えた時点、ただし、冬期間における需要期ということになるかと思えます。取り組んでいきたいというふうに考えております。ご指摘のとおり、9月から電気料金も上がってきておりますし、物価もそれなりに上がってきているということでございますし、そういった厳しい状況はこれは確かに理解はいたします。これは、こういった対象者ばかりでなくて、一般の方々も同様な状況下の中で、日々、生活をなされているということでございますから、そういったことを踏まえながら、ご理解を願えればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今の町長の答弁では、基準は下げないということで、一応、リットル当たり100円より高くなると、その時は検討しますということだと思のですが、仮に基準以上になって福祉灯油をやるとした場合に、今の基準の量ではなくて、もう少し量を増やすというのはどうか。今、100リットルまでですので、その量を増やすということ。できれば基準を下げるのと、もし下げることができないのであれば量を増やす。100リットルではなくて、150とか200とかというふうな量に増やすという検討はされるかどうか。その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問への答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 今、灯油の価格ですね、非常に中東の情勢がどういうふうに展開していくかによって、この価格についても反映してくることになるかと思えますから、中東紛争というか、例のシリアの問題もございますね。そういったものがどういうふうな方向で展開をしていくのかということについては、やっぱりそれによってこの価格も上下してくるんでなかろうかなというふうに思っております。

そういった中で、基準を下げないんであれば量を増やせというふうな話でございますけれども、これは非常に、先ほども申し上げましたように、一般の方々も同じような扱いの中できているわけでございますから、これはこれとしてご理解を願えればなど。基本的には100円は今後とも守り、そして、数量的についても、これは当面このままの姿で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

午後 2 時25分まで休憩いたします。

(午後 2 時15分)

<演題撤去>

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 2 時25分)

◎報告第 6 号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 7、報告第 6 号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました報告第 6 号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告をする。

次のページをめくっていただきまして、専決第 4 号でございます。専決処分書。議決された契約金額の10分の 1 以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。専決処分の月日につきましては、平成25年 7 月29日でございます。

1、契約の目的、西 2 線道路改築舗装工事その 1。2、議決年月日及び議案番号、平成25年 6 月14日、議案第41号でございます。3、契約金額の変更内容、1、変更前の額につきましては6,583万 5 千円。変更後の額につきましては6,679万500円でございます。増減額につきましては95万5,500円の増ということになってございます。4 番目の変更の理由につきましては、車道路盤工及び取壊し工の増嵩によるものでございます。

よろしくご承認をたまわりますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第 6 号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 8、議案第44号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第44号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、裏面に提案理由でございます。

戸籍法第118条第1項の規定により戸籍事務の一部を電子情報処理するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それでは議案第44号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についての内容説明を申し上げます。資料の新旧対照表もあわせてご覧をいただきたいと思っております。

戸籍に係る証明などにつきましては、戸籍の原本を謄写したものが戸籍謄本、原本の一部を謄写したものが抄本というふうに申します。今回、戸籍事務の一部を電算化することによりまして、戸籍法で別に定めております磁気ディスクをもって調製された記録事項を証明した書面、これがこれまでの謄本などに代わるものとなるということになりまして、その表記について今回改正するものでございます。

なお、附則第1項では、本条例改正の施行を平成25年9月28日としてございます。

また、附則第2項におきましては、平成6年の戸籍法施行規則の一部を改正する省令附則第2条第1項におきまして、戸籍の電算化による取扱いに適合しないものは、この限りでない。というふうでございます。これは、電算化によって文字等の調製をいたしますが、その調製に対しまして、どうしても本人の同意が得られないものの場合、従前の紙による戸籍を残さざるを得ないということになりますことから、この場合、従前の取扱いによる手数料とするということを定めているものでございます。

以上、議案第44号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についての内容説明でございます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第44号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第45号、新十津川町企業振興促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第45号、新十津川町企業振興促進条例の一部改正について。

新十津川町企業振興促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、裏面に提案理由が記載してございます。

企業に対する優遇措置要件を緩和し、新たな支援策を設けることにより町内への企業立地を促進し、産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 高松 浩君登壇〕

○産業振興課長（高松 浩君） それでは議案第45号、新十津川町企業振興促進条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表もあわせて参照いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、町内の企業数が長引く不況によりその数を減らしておりますが、新たに起業する意欲のある人、投資を考えている事業者等を応援し、町内商工業の振興と雇用促進を図るため、支援要件の緩和と新たな支援策を加えます。新十津川町企業振興促進条例の一部を改正するものでございます。

条例の第2条の第1号につきましてですが、これは、企業振興促進条例の定義でございまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。日本標準産業分類が平成21年に変更となったため修正するものでございます。同条第4号につきましては、移転先の要件を工業団地から町有地に改めます。また、第6号につきましては、新たに従業員で雇用期間の定めがなく、1年以上継続して常時雇用される者、を加えました。

第3条第1号ですが、文言の整理とあわせまして、新設の場合の投資額2,500万円以上を1,000万円以上に、新規雇用者の数5人以上を1人以上に、第2号ですが、増設の場合の投資額1,200万円以上を500万円以上に、第3号ですが、移転の場合の投資額2,000万円以上を1,000万円以上に緩和いたします。また、同条第2項につきましては削除いたします。

第4条の指定の手続きでございしますが、内容整理の為、第2項及び第5項を削除いたしました。

第5条の優遇措置でございしますが、内容文の整理及び追加するもので、次のとおりといたします。まず第1号でございしますが、当該企業施設に係る固定資産税の課税を5年を限度として免除すること。第2号といたしまして、当該企業施設に係る設備額に対して補助金を交付することということで、補助金といたしましては、施行規則の中で投資額の20パーセントを助成し、限度額につきまして3,000万円、それから営業開始から1年経過後3年間分割で交付するというように考えております。それから第3号、当該企業施設に係る施設及び設備の賃借料に対して助成金を交付することといたしまして、助成金といたしましては、施行規則の中で1年分の賃借料の20パーセントを助成する。年額

100万円を限度といたします。営業開始から1年経過後3年間交付することと考えております。第4号、当該企業施設に係る町民の新規雇用者数に応じて助成金を交付することとごさいまして、助成金といたしましては、同じく施行規則の中で一人当たり年間賃金支払額の5パーセントを助成とし、限度額一人当たり25万円、年間1企業当たり500万円を限度といたします。交付につきましては1年間の雇用確認後、3年間助成することと考えております。

第6条、第8条及び第11条につきましては、文言の整理をいたしました。

附則といたしましては、施行日を平成25年10月1日からとしてごさいます。

以上、新十津川町企業振興促進条例の一部を改正する内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第45号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第46号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程いただきました議案第46号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）。

平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,294万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,664万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容の説明につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第46号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）の内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

16款、道支出金。補正額1,709万6千円、計3億5,076万3千円。

19款、繰入金。補正額1,545万2千円、計2億5,493万3千円。

22款、町債。補正額40万円、計2億6,340万円。

歳入合計、補正額3,294万8千円、計51億6,664万8千円。

続きまして、8ページ、歳出であります。

2款、総務費。補正額95万円、計4億3,426万8千円。財源内訳、国道支出金63万5千円、一般財源31万5千円。

3款、民生費。補正額142万1千円、計6億4,894万6千円。財源内訳、国道支出金142万1千円です。

4款、衛生費。補正額ゼロ、計4億8,685万3千円。財源内訳、地方債40万円、一般財源減額40万円。

6款、農林水産業費。補正額1,389万円、計2億9,555万6千円。財源内訳、国道支出金1,389万円。

7款、商工費。補正額ゼロ、計1億8,166万6千円。財源内訳、国道支出金115万円、一般財源減額115万円。

8款、土木費。補正額1,546万5千円、計5億7,203万5千円。財源内訳、一般財源1,546万5千円。

10款、教育費。補正額122万2千円、計3億8,829万4千円。財源内訳、一般財源122万2千円。

歳出合計、補正額3,294万8千円、計51億6,664万8千円。財源内訳、国道支出金1,709万6千円、地方債40万円、一般財源1,545万2千円。

次に、地方債の補正を説明いたします。6ページに戻ってください。

第2表、地方債補正。変更であります。

起債の目的、し尿処理施設整備事業債。変更のある部分のみ申し上げます。補正前限度額410万円、補正後限度額450万円。これは、石狩川流域下水道組合において整備をいたします、汚泥等処理施設経費の起債対象となる部分が増えたため、起債額を増額するものであります。

次に、歳出の内容を申し上げます。15、16ページをお開きください。

2款1項7目町有林造成管理費。補正額89万3千円、計1,062万1千円。財源内訳、国道支出金、道の補助金であります町有林保育保護管理事業補助金57万8千円。一般財源31万5千円。内容を申し上げます。1番、町有林保育管理事業89万3千円。これは、幌加町有林の地拵え工事費の標準単価の上昇に伴うものと、積算方法の見直しにより増額でございます。

2款5項1目統計調査費。補正額5万7千円、計50万円。財源内訳、国道支出金5万7千円、道の委託金で住宅・土地統計調査委託金5万7千円。内容を申し上げます。5番、住宅・土地統計調査事業5万7千円。これは、この統計調査は5年に一度の調査でありますけれど、調査員が3人から5人に増員されたことにより報酬と需用費の増額でございます。

次のページ、17、18ページ。3款民生費。

3款2項1目児童福祉費。補正額142万1千円、計1億8,682万6千円。財源内訳、国道支出金142万1千円。道の補助金で子育て支援対策事業費補助金142万1千円でありま

す。内容を申し上げます。9番、子ども・子育て支援事業計画調査事業142万1千円であります。これは、子ども・子育て支援制度が平成27年度から新しくスタートいたしますけれど、その前段として新システム導入への事前調査が必要であることから、調査業務を委託するものでございます。なお、今年度25年度、26年度にかけまして、今後、子供子育て会議の設置、子ども・子育て支援事業計画の策定など新制度への対応が必要と考えられます。

続きまして、19ページ、20ページ。4款衛生費。

4款2項2目し尿処理費。補正額ゼロ、計4,577万5千円。財源内訳、地方債40万円、し尿処理施設整備事業債40万円であります。一般財源減額の40万円です。これは、地方債増額に伴っての財源更正でありますけれど、地方債補正で内容を申し上げましたとおりでございます。

続きまして、21、22ページ。6款農林水産業費。

6款1項2目農業振興費。補正額1,389万円、計1億9,022万4千円。財源内訳、国道支出金1,389万円。道の補助金で北海道青年就農給付金事業費補助金300万円。もう一つ道の補助金で強い農業づくり事業補助金1,089万円であります。内容を申し上げます。17番、青年就農給付金事業300万円。これは、北海道青年就農給付金事業によります給付であります。就農直後の青年就農者への所得確保の事業でありまして、年間150万円、最大5年間受給できるものでございます。今回対象となる者は2名でございます。18番、経営体育成支援事業1,089万円。これは、経営体育成支援事業の融資主体型補助であります。経営体育成支援事業でありますけれど、これについては、人・農地プランに位置づけされた中心経営体が農業用機械等を融資を受けて導入する際に、補助を受けられるものでございます。最大10分の3で、最大300万の補助ということで、今回については、コンバイン等4件が対象となっております。

続きまして、23、24ページ。7款商工費。

7款1項1目商工振興費。補正額ゼロ、計5,112万6千円。財源内訳、国道支出金、これは道の補助金で消費者行政活性化事業補助金115万円。一般財源減額の115万円であります。これは、財源更正でありますけれど、予算書3番の消費生活対策事業経費のうち、115万円が補助を受けられることになったことからの財源更正でございます。

続きまして、25、26ページ。8款土木費。

8款2項1目道路維持費。補正額1,200万円、計2億1,031万9千円。財源内訳、一般財源1,200万円。内容を申し上げます。4番、道路維持車両管理事業400万円。これについては、近年の大雪や夏の草刈り業務等により2台のミニロータリー車両の稼働が非常に多く、今年度の修繕費も多いことから、今後の除雪車両等の修繕費が不足されるということが見込まれることから補正するものでございます。6番、冬期除排雪事業800万円。これについては、燃料価格の高騰と労務単価上昇に伴います委託料の積算見直しによります増額でございます。

8款5項1目住宅管理費。補正額346万5千円、計2,665万円。財源内訳、一般財源346万5千円。内容を申し上げます。1番、公営住宅維持管理事務346万5千円。これは、現在使用しております公営住宅管理の管理用のコンピュータ機器のサポート期間が満了になることから、これに伴いまして、機器及びシステムの更新経費でございます。

続きまして、27、28ページ。10款教育費。

10款3項2目教育振興費。補正額63万2千円、計2,292万3千円。財源内訳、一般財源63万2千円。内容を申し上げます。1番、中学校教育推進事業63万2千円。これについては、中学生に対する特説道徳、それから情操講座として、中学校及びゆめりあで講演会と音楽鑑賞事業を実施するものでございます。

10款4項1目社会教育総務費。補正額59万円、計3,689万8千円。財源内訳、一般財源59万円。内容を申し上げます。16番、十津川村駅伝大会派遣事業59万円。これは、平成26年、来年になりますけれど、1月12日に行われます母村十津川村での駅伝が、今回第60回という記念大会となることから、参加要請がありましたので、選手一般から5名、高校生2名、中学生2名、計9名を派遣するものであります。旅費については、職員の引率旅費でございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第46号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第47の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第47号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第47号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更について。

滝川地区広域消防事務組合規約を次のとおり変更する。

裏面に提案理由でございます。芦別市及び赤平市が加入すること並びに滝川地区広域消防事務組合規約を変更することについて関係市町と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただ今上程いただきました議案第47号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更の内容について、ご説明申し上げます。

この内容は、提案理由にありますように、現在の滝川地区広域消防事務組合、構成市町は滝川市、新十津川町、雨竜町ですが、ここに芦別市及び赤平市が加入し、平成26年4月1日からは5つの市町で構成することとなるため、必要な規約を変更するもので、地方自治法第290条の規定により、変更する内容について本議会での議決を求めるもので

ございます。

お手元の新旧対照表もあわせてご参照いただければと思います。

第2条では、構成市町に芦別市、赤平市を加えるものです。

第5条では、組合議員の定数を11人と定め、それぞれの市町からの選挙される人数を滝川市が3人、それ以外の市町が2人とするものであります。

第6条、第7条は、文言の修正であります。

第8条では、副組合長の数を4人としております。

第13条では、組合の経費の負担割合を一部変更し、人口割を国勢調査による人口と世帯数とし、危険物施設割から財政割にするものです。

附則ですが、この規約は平成26年4月1日から施行する。

第2項では、組合議員の定数の特例で、次の議員選挙までの間は、各市町とも3人とすることとしております。

以上、規約変更内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第48号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第48号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

提案理由と内容のご説明を申し上げます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更するといたしまして、別表第2、備考2中、「及び外国人登録原票を削る。」というもでございます。これにつきましては、住民基本台帳法の一部が改正されまして、新たに第4章の3として、外国人住民に関する特例が追加されたことに伴い、連合規約別表第2、備考中の「及び外国人原票を削る。」というもでございます。このことにつきましては、付表の2項でも記載されてございますけども、負担割合に適応されるもでございます。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるもでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第291条の3第3項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行するというもでございます。

第2項につきましては、改正後の別表第2、備考2の規定は、平成26年度以降の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、従前の例に

よるというものでございます。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決
たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第48号について、提案理由並びに内容の説明を
終わります。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） 次に上程いたします、日程第13から日程第17までの5件につ
いては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の
認定について、日程第14、認定第2号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳
入歳出決算の認定について、日程第15、認定第3号、平成24年度新十津川町後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第4号、平成24年度新十津
川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第5号、平成24
年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題と
することに決定いたしました。

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） それでは認定第1号から認定第5号につきまして、提案者の
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今一括上程をされました認定第1号から第5号までの決算
の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成24年度新十津川町一
般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、
金額59億4,240万4,139円。歳出総額57億7,314万6,714円。歳入歳出差引残額1億6,925
万7,425円。うち基金繰入額1億6,335万4,425円。2、一般会計歳入歳出決算事項別明細
書。3、実質収支に関する調書。4、財産に関する調書。5、町債の現在高と償還額。
これらについては、いずれも別冊でございます。よろしくをお願いを申し上げます。

認定第2号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成24年度新十津川町国
民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区

分、歳入総額、金額 3 億 7,250 万 5,098 円。歳出総額 3 億 5,964 万 3,985 円。歳入歳出差引残額 1,286 万 1,113 円。うち基金繰入額、ゼロ円でございます。2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、財産に関する調書。いずれも 1 から 4 までについては、いずれも別冊でございます。

認定第 3 号、平成 24 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、次の書類を提出し、平成 24 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額につきましては 9,356 万 5,492 円。歳出総額 9,341 万 8,892 円。歳入歳出差引残額 14 万 6,600 円。うち基金繰入額ゼロ円でございます。2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。1 から 3 につきましては、いずれも別冊でございます。

認定第 4 号、平成 24 年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、次の書類を提出し、平成 24 年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額 1 億 9,091 万 5,856 円。歳出総額、金額 1 億 9,091 万 5,856 円。歳入歳出差引残額ゼロ円。うち基金繰入額ゼロ円でございます。2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、町債の現在高と償還額。1 から 4 につきましては、いずれも別冊でございます。

認定第 5 号、平成 24 年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、次の書類を提出し、平成 24 年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。歳入総額等については、次のとおり。区分、歳入総額、金額 3,419 万 6,670 円。歳出総額 3,419 万 6,670 円。歳入歳出差引残額ゼロ円。うち基金繰入額ゼロ円でございます。2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書。3、実質収支に関する調書。4、町債の現在高と償還額については、いずれも 1 から 4 については別冊でございます。

なお、総括概要につきましては、会計別決算総括表に基づきまして副町長よりご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、認定されるようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは、ただ今上程いただきました認定 1 号から 5 号までの、平成 24 年度一般会計ほか 4 つの特別会計の決算概要につきまして、説明申し上げます。お手元の各会計決算書 1 ページをお開き願います。

1、総括概要。

平成24年度の予算執行にあたっては、新たに策定した第5次新十津川町総合計画に掲げる、まちづくりの目標を実現し、町民の皆さんが安心して住み続けたいと思えるまちにしていくために、効果的な事業執行が図られるよう努めました。

また、先行きの不透明な財政状況の中にあっても、安定した行財政運営が持続できるよう、限られた財源の効率的な配分に努めるとともに、基金への積立や繰上償還による地方債残高の減少など、将来を見据えた財政基盤の強化を図りました。

歳入については、町税等の適正な課税・徴収、国・道支出金の積極的な活用、財政支援措置のある地方債の選択等、有利で確実な財源の確保に努めました。

歳出については、経費の節減と効率化の徹底を前提とした計画的な事業執行に努めるとともに、国の経済対策財源を最大限活用できるよう補正予算により後年度事業の前倒しをするなど、弾力的な対応も図ってまいりました。

各会計別の決算の状況は、次に示します、2、会計別決算総括表のとおりでございます。

2 ページ、3 ページをお開き願います。

2、会計別決算総括表。

一般会計。まず歳入。予算額60億3,688万8千円。調定額59億5,524万5,514円。収入済額59億4,240万4,139円。還付未済額ゼロ。不納欠損額54万3,965円。収入未済額1,229万7,410円。この内訳は、1款町税が977万8,037円。14款の使用料及び手数料が238万3,724円。これは公営住宅の使用料でございます。17款財産収入13万5,649円。これは、町有地の貸付料でございますけれど、過年度分でございます。予算に対する増減、減の9,448万3,861円。執行率98.4パーセント。収入率99.8パーセント。

次に、歳出。支出済額57億7,314万6,714円。翌年度繰越額1億3,098万7千円。不用額1億3,275万4,286円。執行率95.6パーセント。歳入歳出差引額1億6,925万7,425円。

続きまして、国民健康保険特別会計。歳入。予算額3億6,063万9千円。調定額3億8,235万9,626円。収入済額3億7,250万5,098円。不納欠損額130万2,497円。収入未済額855万2,031円。これは、国保税855万2,031円であります。予算に対する増減、増の1,186万6,098円。執行率103.3パーセント。収入率97.4パーセント。

歳出。支出済額3億5,964万3,985円。不用額99万5,015円。執行率99.7パーセント。歳入歳出差引額1,286万1,113円。

後期高齢者医療特別会計。歳入。予算額9,392万8千円。調定額9,356万5,492円。収入済額9,356万5,492円。収入未済額ゼロ。予算に対する増減、減の36万2,508円。執行率99.6パーセント。収入率100パーセント。

歳出。支出済額9,341万8,892円。不用額50万9,108円。執行率99.5パーセント。歳入歳出差引額14万6,600円。

下水道事業特別会計。歳入。予算額1億9,338万5千円。調定額1億9,228万3,256円。収入済額1億9,091万5,856円。収入未済額136万7,400円。これにつきましては、1款の受益者負担金122万400円。2款の使用料及び手数料14万7千円であります。予算に対する増減、減の246万9,144円。執行率98.7パーセント。収入率99.3パーセント。

歳出。支出済額1億9,091万5,856円。不用額246万9,144円。執行率98.7パーセント。

歳入歳出差引額ゼロ。

農業集落排水事業特別会計。歳入。予算額3,498万9千円。調定額3,420万6,330円。収入済額3,419万6,670円。収入未済額9,660円。これは、使用料及び手数料でございます。予算に対する増減、減の79万2,330円。執行率97.7パーセント。収入率100パーセント。これは、四捨五入によりまして100パーセントというものであります。

歳出。支出済額3,419万6,670円。不用額79万2,330円。執行率97.7パーセント。歳入歳出差引額ゼロ。

合計。歳入予算額67億1,982万9千円。調定額66億5,766万218円。収入済額66億3,358万7,255円。不納欠損額184万6,462円。収入未済額2,222万6,501円。予算に対する増減、減の8,624万1,745円。執行率98.7パーセント。収入率99.6パーセント。

歳出合計。支出済額64億5,132万2,117円。翌年度繰越額1億3,098万7千円。不用額1億3,751万9,883円。執行率96パーセント。歳入歳出差引額1億8,226万5,138円。

主要施策の成果につきましては、4ページから8ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いをいたします。

次に、各会計の決算の概要を申し上げます。9ページをお開き願います。

まずは一般会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入59億4,240万4千円、執行率98.4パーセント、歳出57億7,314万7千円、執行率95.6パーセントで、差引き1億6,925万7千円の黒字決算となりました。予算の執行にあたりましては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入歳出の内容につきましては、以下のとおりでありますので、後ほどお目通しをお願いをいたします。

次に、186ページをお開き願います。

5、実質収支に関する調書。一般会計であります。1、歳入総額59億4,240万4,139円。2、歳出総額57億7,314万6,714円。3、歳入歳出差引額1億6,925万7,425円。4、翌年度へ繰り越すべき財源(1)継続費通次繰越額ゼロ。(2)繰越明許費繰越額590万3千円。(3)事故繰越し繰越額ゼロ。計590万3千円。5、実質収支額1億6,335万4,425円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1億6,335万4,425円。

次に、187ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入3億7,250万5千円、執行率103.3パーセント、歳出3億5,964万4千円、執行率99.7パーセントで、差引き1,286万1千円の黒字決算となりました。

以下、歳入歳出の内容については、後ほどお目通しをお願いをいたします。

続いて、208ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計。1、歳入総額3億7,250万5,098円。2、歳出総額3億5,964万3,985円。3、歳入歳出差引額1,286万1,113円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額1,286万1,113円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、209ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入9,356万5千円、

執行率99.6パーセント、歳出9,341万9千円、執行率99.5パーセントで、差引き14万6千円の黒字決算となりました。

歳入歳出の内訳は、以下のとおりでありますので、お目通しをお願いをいたします。

次に、224ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計であります。1、歳入総額9,356万5,492円。2、歳出総額9,341万8,892円。3、歳入歳出差引額14万6,600円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額14万6,600円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、225ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入歳出ともに1億9,091万6千円、執行率98.7パーセントの同額決算となりました。

歳入歳出の内訳は、下記のとおりであります。

次に、240ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。下水道事業特別会計。1、歳入総額1億9,091万5,856円。2、歳出総額1億9,091万5,856円。3、歳入歳出差引額ゼロ。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額ゼロ。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

次に、241ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入歳出ともに3,419万7千円、執行率97.7パーセントの同額決算となりました。

歳入歳出の内訳は、下記のとおりであります。

続いて、250ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。農業集落排水事業特別会計。1、歳入総額3,419万6,670円。2、歳出総額3,419万6,670円。3、歳入歳出差引額ゼロ。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額ゼロ。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審査たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで3時35分まで休憩いたします。

(午後3時26分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後3時35分)

○議長（長谷川秀樹君） ここで、監査委員より審査の結果報告を願います。
山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本 忍君登壇〕

○代表監査委員（山本 忍君） ご指示をいただきましたので、監査結果の報告を申し

上げます。

平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する監査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計の歳入歳出決算の審査を終了したので、その監査結果について次のとおり意見書を提出する。

監査の概要ですが、監査の対象、監査の期間及び監査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

監査の結果について申し上げます。

決算書の係数についてですが、審査に付された一般会計及び4特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めます。

次に、財政状況について申し上げます。

平成24年度の一般会計予算は、限られた財源を有効に活用した予算編成となっているが、国では増嵩する社会保障給付の安定財源を確保するため、社会保障と税の一体改革を推し進めており、地方財政に対しても著しい影響が及ぶことが予想される。

このような状況下において、本町においては、平成24年度を初年度とする第5次総合計画のスタートを切った。10年後の目指すべきまちの将来像に向け、今後の町財政の運営に当たっては、引き続き、効率的な行財政の運営に徹する一方、事業の緊急性や優先度を的確に判断し、財源の重点的、効率的配分を行い、長期的な視点に立った施策を実施する必要がある。なお、一般会計及び特別会計の内容につきましては、副町長から説明がございましたので、省略いたします。

次に指摘事項を申し上げます。

各種税、負担金、使用料等の収入未済額は、一部の税目等でやや増加しているものの、担当者のきめ細やかな対応や滞納整理事務局の臨戸訪問等により、地方経済の厳しい状況の中にもありながらも全体額は減少し、収納率は年々向上するなど、自主財源の確保に向けた努力がうかがい知れる。今後とも引き続き、より一層の収納率の向上を目指し、徴収事務に取り組みれるとともに、納税者に対し、納税意識の向上に努められたい。

以上、平成24年度の財政状況等を述べてきたが、財政調整基金を取り崩すことなく、実質収支で黒字を達成しているのは、財政健全化のため町が取り組んでいる行政改革、起債の繰上げ償還等が功を奏しているものと思慮される。

また、財政分析指標においても財政構造の弾力性を示す経常収支比率は72.3パーセント、実質公債費比率は単年度4.9パーセント、過去3年平均6.9パーセントと昨年度に増して低い数値を示しており、健全財政を裏付けている。

しかし、本町の財政は、引き続き地方交付税に大きく依存している状況にある。国の財政運営戦略の中期財政フレームにおいては、地方の一般財源の総額については、安定的な財政運営が図られるよう、実質的に平成24年度の水準を下回らないよう確保するとされている。しかしながら、国の財政も極めて厳しい状況を示していることから、町財政を取り巻く情勢には予断を許さないものがある。

地方自治法では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の

増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、とその自治を推進していくための原理原則を定めている。この原点に立ち返り、今後も継続的に財政の健全化に努めるとともに、従来にも増して財政運営に創意工夫を凝らし、各事業の推進を図られたい。

以上で、監査報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査についてであります。先に開催されました議会運営委員会において、議長、監査委員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を進めるとの申し合わせでございます。

本案については、議会運営委員会の申し合わせにより、議長、監査委員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第2号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第3号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第4号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第5号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、議長、監査委員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

3時55分まで休憩いたします。

（午後3時43分）

○議長（長谷川秀樹君） スムーズな互選によりまして、定刻より早うございますけれども、直ちに休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後3時51分）

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員会の正副委員長の選任につきまして、代表して西永議員から結果の報告を願います。

10番、西永勝治君。

[10番 西永勝治君登壇]

○10番（西永勝治君） それでは、私の方から決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長の報告をさせていただきます。

先ほど互選会を開きまして決算審査特別委員会の委員長には山田議員、副委員長には長名議員に決定させていただきました。よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今報告がございましたように、決算審査特別委員会委員長に山田秀明君、副委員長に長名實君が選任されましたので、よろしくお願いをいたします。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、報告第7号、平成24年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました報告第7号、平成24年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年度新十津川町健全化判断比率。

備考欄に表の見方を書いてございますので、表だけ読み上げさせていただきますと存じます。

実質赤字比率、バーでございます。連結実質赤字比率、バー。実質公債費比率6.9パーセント。将来負担比率、バーでございます。以上でございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定されますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 藤澤敦司君登壇]

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました報告第7号、平成24年度新十津川町健全化判断比率の内容について、ご説明申し上げます。

平成19年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、都道府県及び市町村等の地方公共団体の財政健全化を進めるために、財政の健全指標となる健全化判断比率を設定いたしまして、この数値を超える地方公共団体に対しては、早期健全化計画や財政再生計画の策定を義務付けるとともに、財政再生団体になった場合には、国の管理下において再生するという内容を定めております。

さらに、国では各年度の決算状況に基づいて、すべての地方公共団体の財政指標を公表することとしておりまして、平成24年度決算につきましても、9月末までに公表する

こととなっております。

この比率の内容説明も毎年しておりますので、具体的な内容については簡略に申し上げます。

健全化判断比率の対象ですが、一般会計と特別会計に、一部事務組合や広域連合への負担金、分担金、さらには第3セクター等への負担も含め、地方公共団体の歳出総計すべてが対象となっております。

町長が報告いたしましたとおり、4つの健全化指標は、いずれも町の標準財政規模に対する割合で算出するものでありますが、この標準財政規模の求め方につきましては、標準収入額に地方譲与税と地方交付税、さらに臨時財政対策債発行可能額を加えた額となります。平成24年度の本町の標準財政規模につきましては、40億9,759万6千円となりまして、これが4指標を計算する分母となります。実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額の比率であります。連結実質赤字比率は、特別会計も含めた全会計の実質赤字の比率となります。いずれも黒字決算となっておりますので、数値は表示されておられません。括弧内につきましては、早期健全化基準となっておりますけれども、それぞれ15パーセントと20パーセントが適用されることとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、4指標で唯一数字の入っている指標でございます。これは、一般会計の公債費や特別会計の起債償還に充てた繰出金、一部事務組合等の起債償還に充てた分の負担金の合計額を、標準財政規模で割った数字、これを3年平均で算出したものでございます。今年度は先ほど町長が申し上げたとおり6.9パーセントとなりまして、前年度に比べまして1.7ポイント改善されたのでございます。この指標の早期健全化基準につきましては、括弧内にあります25パーセント以上とされております。

最後の将来負担比率でございますけれども、起債残高のほかに、債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当の見込額などの、将来負担しなければならない実質的な負債額から、基金残高などの充当可能な財源を差し引いて、これを標準財政規模で割って算出するものでございます。こちらも3年連続で、充当財源が負債額を上回りますのでマイナスとなります。表示上は掲載されてございません。この指標の早期健全化基準は、350パーセント以上となっております。

以上、健全化判断比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本 忍君登壇〕

○代表監査委員（山本 忍君） それでは、平成24年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査結果について申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成24年度新十津川町一般会計ほか4特別会計に係る健全化判断比率の監査を終了したので、その監査結果について、次のとおり意見書を提出する。

監査の概要ですが、監査の対象、監査の期間、監査の手続きについては、記載のとおりでございますので省略いたします。

監査の結果について申し上げます。

総合意見。

審査に付された次の表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率の4指標ですが、実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、平成24年度の一般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率ですが、早期健全化基準は20パーセントとなっておりますが、平成24年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は、25パーセントとなっておりますが、平成24年度の実質公債比率は、6.9パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、早期健全化基準は350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は算出されておられません。

個別意見につきましては、記載のとおりでございますので省略いたします。

是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、各会計に係る健全化判断比率の審査報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第7号、平成24年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、報告第8号、平成24年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

内容の報告を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました報告第8号、平成24年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年度新十津川町資金不足比率。

同様に備考欄に表の見方を記載してございますので、一応、読み上げだけさせていただきますと存じます。

特別会計の名称、下水道事業特別会計、資金不足比率、バーでございます。農業集落排水事業特別会計、資金不足比率、同様にバーでございます。

なお、詳細の内容につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただ今上程いただきました報告第8号、平成24年度新十津川町資金不足比率の内容について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、前号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出するものでございます。

公営企業は、上水道や下水道、車両運行事業等、地方公共団体が企業として経営する事業でございまして、その経営は、営業収入をもって充てるには困難な経費を除いて、原則的には経営に伴う収入で経営しなければならないこととされております。

この資金不足比率は、特別会計における各公営企業の資金不足の比率でありまして、本町の公営企業会計では、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計が該当となりますが、いずれも資金不足は発生しておりませんので、バーで表示させていただきました。

なお、この指標での早期健全化基準につきましては、都道府県、市町村ともに20パーセント以上が該当となるものでございます。

以上、資金不足比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本 忍君登壇〕

○代表監査委員（山本 忍君） それでは、平成24年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査結果について申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成24年度新十津川町下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率の監査を終了したので、その監査結果について、次のとおり意見書を提出する。

監査概要ですが、監査の対象、監査の期間、監査の手続きについては、記載のとおりでございますので省略いたします。

監査の結果について申し上げます。

総合意見。

審査に付された次の表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足比率基準は、20パーセントとなっておりますが、平成24年度の実質収支額はゼロとなっておりますので、資

金不足比率は算出されておられません。

個別意見につきましては、記載のとおりでございますので省略いたします。

是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で、公営企業に係る資金不足比率の審査報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第8号、平成24年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、本会議休会后、引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします

決算審議のため、9月12日午後3時まで本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、9月12日午後3時までは決算審議のため休会とし、午後3時から本会議を再開いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第3回新十津川町議会定例会

平成25年9月12日（木曜日）

午後2時30分開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第44号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について
(質疑、討論、採決)
- 第3 議案第45号 新十津川町企業振興促進条例の一部改正について
(質疑、討論、採決)
- 第4 議案第46号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）
(質疑、討論、採決)
- 第5 議案第47号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について
(質疑、討論、採決)
- 第6 議案第48号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(質疑、討論、採決)
- 第7 議案第49号 新十津川町教育委員会委員の任命について
(説明、質疑、討論、採決)
- 第8 議案第50号 新十津川町公平委員会委員の選任について
(説明、質疑、討論、採決)
- 第9 議案第51号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(説明、質疑、討論、採決)
- 第10 認定第1号 平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決)
- 第11 認定第2号 平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
(決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決)
- 第12 認定第3号 平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
(決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決)
- 第13 認定第4号 平成24年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
(決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決)
- 第14 認定第5号 平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
(決算審査特別委員会報告、質疑、討論、採決)
- 第15 意見書案第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確
保」のための意見書
(説明、質疑、討論、採決)
- 第16 意見書案第5号 道州制導入に断固反対する意見書（説明、質疑、討論、採決）

第17 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	安中経人君	2番	西内陽美君
3番	青田良一君	4番	山田秀明君
5番	笹木正文君	6番	平澤豊勝君
7番	長名實君	8番	後木幸里君
9番	樋坂里子君	10番	西永勝治君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田満君	
副町	長	佐川純君	
教	育	長	熊田義信君
総務課	長	藤澤敦司君	
住民課	長	小林透君	
会計課	長	遠藤久美子君	
保健福祉課	長	長谷川雄士君	
産業振興課	長兼		
農業委員会事務局	長	高松浩君	
建設課	長	三谷和弘君	
教育委員会	次長	加藤健次君	
代表監査委員		山本忍君	

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 高宮正人君

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、決算審査特別委員会、大変ご苦労さまでございました。

ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名をいたします。

9番、樋坂里子君。10番、西永勝治君。両君を指名いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第44号から議案第48号の案件につきましては、9月9日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第44号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 附則の施行日なのですが、9月の28日って中途半端なのですが、どうして28日なのか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。9月の28日は土曜日にあたりまして、基本的には閉庁日になります。ただし、電算化の処理に関して処理を進めなければならない部分がございます。この改正をもって一部電算化の処理をすることで、実質的には30日、月曜日がシステムから戸籍等を出す形になると思っております。その前段階での対応が必要だということで28日からというふうにさせていただいております。なお、これに関しましては、関係する市町すべて28日というふうにしてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第45号、新十津川町企業振興促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 企業誘致のかなり思い切った緩和がされているということは良いことなのですけれども、こういうふうな緩和したことによって、企業の立地の可能性が、やりたいというような希望の人が今のところ、あるのかどうかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） この度の緩和でございますけれども、前例までに申し上げますと、この条例の適用になった一番最後が北海道軽金属、今のグリーンパークでございまして、これが平成20年から24年が最後でございまして。その後、新たな立地、あるいは増設がないということで、今回改正させていただいたのですけれども、一応、今、空きとなっております渡辺鉄工、あともしくは、最近、くじら館の隣の元の福住というお店が今貸し出しという看板が出ております。といったことで、そういった新たな場所に入っただけなのかということで期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町企業振興促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第46号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 18ページの子ども・子育て支援事業調査、これは平成27年度にスタートするものであって、25年と26年で調査をするという話だと思ったのですが、どんな調査をするのか、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長谷川雄士君） ただ今の質問に対して答弁を申し上げます。平成24年に制定されました、子ども・子育て支援法等の定めるところによりまして、新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育、保育及び子育て支援の充実を図るため、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画というのを作成しまして、平成27年度から計画的に給付及び事業を行うこととなります。

今回のこの予定させていただきました調査につきましては、この子ども・子育て支援事業計画で確保すべき教育、保育及び子育て支援の量の見込み等を算出するために、小学生以下の子どもを有するすべての保護者を対象にアンケート調査方式を基本に、教育、保育及び子育て支援に関する現在の利用状況、今後の利用希望等の把握をするために行うものであります。

調査票の具体的な内容につきましては、国からの通知内容とか、本町の子ども・子育ての現状等を勘案して定めることとなりますが、現在、国から調査票のイメージという通知がなされておりまして、それに示されている調査項目としましては、家族構成等の子どもの生活環境に関する事項、それから保護者の就労状況に関する事項、それから、平日又は土曜、休日の保育事業の利用状況又は利用希望に関する事項、小学生の放課後の生活状況に関する事項、それから、保護者の職場の子育てに関する支援制度の内容に関する事項等が示されておりまして、この通知内容を基本にして、本町の調査票を作成することとなります。以上で説明終わります。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 22ページの青年就農給付で、二人分ということで300万となっておりますけども、現在、新十津川町でこの制度をやって、それを受けるという人が2名いたのかどうか。

就農支援というのであれば、もっと早めに議案として出るべきかなと。今、中途半端で、もう農家も終わろうとしているときに、こういうの出されているのですけれども、どうして今出されたのか説明をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） お答えいたします。青年就農給付金事業でございますが、この事業は国の事業で、昨年事業ができたものでございまして、事業内容を申し上げますと、原則として45歳未満の方が新たに農業を始める場合に、その経営の所得が250万円以下の場合に、150万円を最大で5年間給付するという事業でございます。以前からあった事業ではございません。この度、この事業に参加資格者が出られたのが二人、本年度おりましたので、その2名分について予算化をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 28ページの教育費のことで、副町長の方から特说道徳ということで、そういった関係の事業を行うのだと説明があったと思うのですけども、年度途中でこういった予算計上されたという意味合いと、この事業の中身については、児童、生徒へということなのか、大人へということなのか、その辺のところと、次年度以降のこういった取組みについて、継続するという中身で実施されるのかについてと、内容についてもうちょっと詳しくお話をいただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） 今のご質問にお答えいたします。内容ですけれども、基本的には、今年度いたましい中学生の事故が起きたということで、生徒の情操教育として音楽鑑賞と特说道徳活動を通じ、生徒の情操教育の一翼を担うということが目的であります。

内容についてでございますけれども、中学校全学年、1年生から3年生プラス保護者というような形で考えております。それから、二つともそうなんですけれども、一つは音楽、一つは道徳ということで、基本的には一般の町民、その他、社会教育関係、学校教育委員関係、すべて対象として行う予定をしております。

場所については、道徳については、新十津川中学校の体育館で実施をいたします。これについては10月の29日を予定しております。時間については1時間半程度行う予定です。それと、石川先生の公演については、これについても中学校1年生から3年生の対象となります。場所については、ゆめりあで行います。これについても、保護者等々ですね、皆さんに周知をいたしまして、たくさんの方に鑑賞いただきたいということを考えております。公演時間については1時間半程度考えてございます。

あと、今後の計画はどうだということなのですが、いずれにしても、いろんな生徒の情操教育に対しては、今後、26年度の予算に向けて鋭意検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 中学生と保護者に向けての講演会的なものを一つやるという意味なのですか。それと、音楽を聞いていただいて情操教育にするということで良いのですか。

○議長（長谷川秀樹君） はい、答弁をお願いします。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） 今議員さんおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第47号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） この消防の広域化というのは大分前から言われていることで、全国で807の消防本部を277に集約したいというのが初めの計画だったのですよね。それで、平成24年度までにそういう計画で行われてきたのだけれども、現在677消防本部ということで、これからも広域化を進めようとしているわけですが、なぜ今頃、芦別と赤平が入りたいと言ってきたのかなと思うのです。私は、この新十津川からの地域を見ますと、浦臼とか奈井江とか砂川の方が場所的には近いかなと思うのです。芦別の端まで行きますとかなりの遠距離になるので、もう少し近い方が良かったんじゃないかなと思うのですけれども、今回、芦別、赤平が今頃参加したいと言ってきた理由が分かり

ましたらお願いしたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） それではお答えをいたします。確かに国の方では、もっと広い範囲でということでありまして、空知の中においても空知全域で一つというのが一つの目標でありますけれど、現実的には今おっしゃられたような区域制の問題だったり、そういう住民の皆さんの不安というのがありますから、なかなかそこまでは至っておりません。

それで、中空知だけ見ても、これまでも滝川地区、滝川と雨竜と新十津川と、それから砂川地区というのがありまして、砂川も地区が広域になっております。砂川は、砂川と浦臼、奈井江、上砂川ということで4つになっております。それ以外の市、歌志内、赤平、芦別がそれぞれ単独で消防本部をもって、これまで活動してきたというところがあります。

それで芦別、赤平がなぜ入ったかということについては、おっしゃられるとおり、地域だけでなく、国が進めているように今後のそういう処理といいますか、安全や消火であったり防災関係については、広域的に活動するのが望ましいという国の方針と同時に、やはり、地域の中でも、市町村の中でも、なかなか人口減等もありまして、単独でやっていくのがなかなか難しいという面もありました。これは財政的な面もありますし、人為的な面もあります。広域にすることによって管理部門が集約できるというメリットもありますから、そういう中で、芦別、赤平も検討されてきたというふうに思っております。

また、設備等についても、ちょうど整備をしないおさなければならぬという、そういう計画の時期でもありますし、ご承知のとおり、無線の問題もありますから、そういうデジタルの問題もありまして、それを整備するためには一つの市ではなかなか難しいということで、広域でやることの方が合理的でありますし、財政的にも効率が良いということで、これまで私も赤平、芦別と協議した中でそういうメリットを見つけてといますか、認めて、そういう方向になったところがあります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第48号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第49号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

それでは提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第49号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1565番地1。氏名、熊澤定男。昭和22年3月11日生まれ。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

熊澤定男氏に関しましては、各議員さんの皆様方ご承知のことと存じます。平成9年の10月から新十津川町の教育委員会の委員を務めていただいております。さらには、平成19年の10月からは、教育委員会の委員長として公正で円滑な教育委員会の運営にご尽力をいただいているところでもございます。

この間、学校の統合をはじめ、学校の耐震化、武道場の建設、あるいは小中学生の学力の向上等々に積極的に取り組んでいただいたところでもございます。こうした豊かな経験を活かしていただき、さらには、教育行政の更なる振興発展といったようなことで、引き続き、教育委員として再任いたしたくご同意を下さいますよう、お願いを申し上げる次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。
ただちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、議案第49号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第49号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第50号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

それでは提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第50号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央38番地4。氏名、中川和枝。昭和37年12月18日生まれ。

提案理由でございます。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求めますのでございます。

中川和枝氏におきましては、平成18年の4月から平成22年4月までの4年間にわたりまして、行政評価外部評価委員会委員を務めていただいております。非常に行政に対する造詣も深く、人格、識見とも優れた方でございます。公平委員として適任であると考えますので、何とぞ、ご同意をくださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） 反対するというのではございませんが、中央38番地4、中川さんと言われても、どういう方かさっぱりわからないので、どの近くだとかもう少し言っただけであれば、わかるかなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 暫時休憩いたします。

〈暫時休憩〉

○議長（長谷川秀樹君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤沢敦司君） お住まいにつきましては、旧宮前区の方でございまして、農業を営んでおられる方でございます。地域的な所は、それでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第51号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

それでは提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第51号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央514番地16。氏名、林敏幸。昭和25年12月2日生まれ。提案理由でございます。地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

林敏幸氏におかれましては、平成23年の3月まで新十津川町職員として住民福祉の向上にご尽力をいただいた方でございます。これまでの行政経験を生かしていただき、更には、公正、中立な立場で固定資産評価の審査を願えるものと思ひまして、審査委員として適任であると考え、今回、議案として提案をさせていただいたところでございます。何卒、ご同意をたまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎一括議題の上程

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。

次に提案されます日程第10から日程第14までの5件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第2号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第3号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第4号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第5号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

◎認定第1号ないし認定第5号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 本件につきましては、9月9日の定例本会議において、決算審査特別委員会に付託しており、審査結果が、議長宛に報告されておりますので、審査結果を決算審査特別委員会山田委員長より報告願います。

〔決算審査特別委員長 山田秀明君登壇〕

○決算審査特別委員長（山田秀明君） 議長の指示がございましたので、決算審査特別委員会報告を申し上げます。

本委員会は次の認定議案について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、審査の経過、平成25年9月9日開会の第3回定例会で当委員会に付託された、平成24年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、平成25年9月9日から12日までの4日間にわたり、所管担当課の説明を聴取し、審査を行いました。

2、審査結果、認定すべきものといたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員会委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

まずは、原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論いたします。

当初予算額は約52億円でスタートしました。予算額も決算時には60億3,688万円と、7億4,810万2千円近い金額が増額されております。子どもから高齢者まで幅広いいろいろな支援を実行されたこと、また、農業者、商工業者にも助成を行っていることについては敬意を表するところであります。

しかし、不納欠損金は54万3,965円と、平成23年度から比べますと少なくなっておりますが、収入未済額は1,229万7,410円と、去年より113万7,553円多くなっております。生活しづらい世の中になってきているのかなと危惧するところであります。

私の一番の反対の理由は、年度末ぎりぎりに補正されました3,489万7千円の、平成23

年3月11日に起こった東日本大震災の復興のための予算を、中・北空知のごみ処理施設の建設費にまわされこととであります。今なお、仮設住宅に住んでいる方々が大勢いますし、行方不明の方もたくさんおります。復興財源は、所得税や個人住民税の臨時増税でまかなわれております。そして、この交付税は、返金しなくてもよいとされております。

このことにより、町からの持ち出し分は減額されたこととなりますが、東日本大震災の復興が遅々として進んでいない現状にある中、一日も早く全避難者の皆さんの復興を願ってやみません。

また、今年のことですが、経費節減や執行残などの不用額を1億円以上を残しております。予算額いっぱいを活用すれば、これからの少子高齢化時代にも、もっと住みやすい場所、新十津川となるのではないかと思います。

以上申し上げまして、平成24年度一般会計決算に反対とするものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し、賛成の方の討論を許します。

7番、長名實君。

〔決算審査特別委員会副委員長 長名 實君登壇〕

○決算審査特別委員会副委員長（長名 實君） 議長のお許しを頂きましたので、認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案賛成の立場から討論を行います。

決算審査特別委員会では、9月9日から12日までの4日間にわたり、主要施策の実施状況、事業執行内容、事業効果などについて詳細かつ慎重に審議をしてみました。

平成24年度の一般会計予算においては、先行きが不透明な財政状況にあっても、安定した行財政運営が持続できるよう、限られた財源を効率的に配分しており、平成24年度を初年度とする第5次新十津川町総合計画に掲げる、10年後の目指すべきまちの将来像に向けた、実行力のある予算編成となっております。

その決算状況は、歳入総額59億4,240万4,139円、歳出総額57億7,314万6,714円であり、差し引き1億6,925万7,425円の黒字決算となっております。

更に、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく財政分析指標における健全化の判断比率においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は72.3パーセント、実質公債比率は単年度4.9パーセント、過去3年平均6.9パーセントと、健全化の全ての比率基準を下回る良好な数値を示しており、健全財政を裏付けております。

総じて、各事業の執行及び施設の維持管理にあっては創意工夫を凝らし、経費の節減に努めるなど、効率的な行財政の運営に徹しており、全体的に収支の均衡が保たれた決算であります。

また、当然のことながら予算の執行にあっては、法令等の定めに基づき適正に行われております。

以上のことから、私は、原案のとおり賛成するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、認定第1号、平成24年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、認定第2号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、認定第3号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、認定第4号、平成24年度新十津川町下水道事業特

別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、認定第5号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、意見書案第4号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは上程いただきました意見書案第4号について、内容の説明をさせていただきます。

提出者、賛同者は記載のとおりでございます。

表題といたしまして、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書ということでございます。

新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたしますということで、裏面の方に意見書案が記載されておりますので、朗読させていただきます、説明に代

えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組みを推進することとしている。この内容については、確固書きされておりますけれども、温室ガス排出削減義務6パーセントのうち3.8パーセントを森林吸収量で確保するといった内容でございます。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、次の事項の実現を強く求めるものである。

記といたしまして、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。といった内容でございます。

議長名で、提出先は、衆議院議長以下、記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣といたします。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、意見書案第5号、道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは上程いただきました意見書案第5号について、その内容について説明をさせていただきます。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

道州制導入に断固反対する意見書といった内容でございまして、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出したいとするものでございます。

内容につきましては、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこと。とする要望を決定し、政府、国会に対し、要請してきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に、道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統、文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづく

りを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々新十津川町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するといった内容でございます。朗読させていただきましたけど、補足は必要ないと思います。

議長名で、提出先といたしましては、衆議院議長以下、記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号、道州制導入に断固反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣、国務大臣道州制担当といたします。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、閉会中の委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしまし

た。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成25年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（午後3時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員